

A faint, light orange world map is visible in the background of the top half of the page. The map shows the continents of North America, South America, Europe, Africa, and Asia.

第3章

国益と世界全体の利益を 増進する外交

第1節 日本と国際社会の平和と安定に向けた取組 130

第2節 日本の国際協力（開発協力と地球規模の課題への取組） 185

第3節 経済外交 205

第4節 日本への理解と信頼の促進に向けた取組 234

第1節

日本と国際社会の平和と
安定に向けた取組

総論

〈安全保障〉

日本を取り巻く安全保障環境は、戦後、最も厳しいといっても過言ではない。北朝鮮は2016年以降、3回の核実験を強行するとともに、2回連続での日本上空を通過した弾道ミサイルの発射を含め、40発もの弾道ミサイルを発射するなど、その脅威はこれまでにない、重大かつ差し迫ったものとなっている。また、中国による透明性を欠いた軍事費の拡大や、東シナ海、南シナ海等の海空域における力を背景とした一方的な現状変更の試みは、国際社会共通の懸念事項となっている。さらに、テロの拡散・多様化、サイバー攻撃等のリスクも深刻化している。

このような安全保障環境の下、日本の安全及び地域の平和と安定を実現するためには、従来以上に日本自身が責任と役割を果たすことが重要となっている。こうした観点から、日本は、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から力強い外交を推進するとともに「平和安全法制」の下、日本の安全確保に努め、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に貢献していくための具体的な取組を進めている。

また、日本を含む、アジア太平洋地域の平和と安定を確保していく上で、米国の存在と役割が重要であることはいうまでもない。こうした

観点から、日米両国は、日米安全保障体制の下での米軍の前方展開を確保するとともに、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するため、新たな日米防衛協力のための指針（ガイドライン）及び平和安全法制の下での取組も含め、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。在日米軍再編については、日米両政府として、普天間飛行場の辺野古移設を始め、現行の日米合意を着実に実施していくことにより、抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図っていく方針である。

日米同盟の強化に加え、アジア太平洋地域内外のパートナーとの信頼・協力関係を強化し、多層的な安全保障協力関係を築いていく必要がある。オーストラリア、インド、英国やフランスを始めとする欧州諸国、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国などの戦略的利益を共有する各国との間でも安全保障分野における協力を促進している。

さらに、アジア太平洋地域の安全保障面での地域協力の枠組みの制度化を進めていくことも重要である。東アジア首脳会議（EAS）や、ASEAN地域フォーラム（ARF）といった多国間の重層的な地域協力の枠組みや、日米韓、日米豪、日米印、日豪印といった3か国協力及び日米豪印の4か国間協力の枠組みを通じた連携・協力も推進している。

〈平和維持・平和構築〉

日本の安全と繁栄は、日本周辺の安全保障環境の改善のみで達成されるものではなく、国際社会の平和と安定という基盤の上に成り立っている。この考えの下、日本は世界の様々な問題の解決に積極的に取り組んでいる。特に、紛争の予防・再発防止や持続的な平和の実現に向けて取り組む平和構築は、日本の主要な外交課題の一つであり、日本は、平和維持、人道支援、和平プロセスの促進、治安の確保、復興・開発などの一連の活動に総合的に取り組んでいる。具体的には、国連平和維持活動（PKO）や国連平和構築委員会（PBC）などへの積極的な協力、政府開発援助（ODA）を活用した社会基盤整備や人材育成などを実施してきている。

〈治安上の脅威〉

イラク・シリアにおける「イラクとレバントのイスラム国（ISIL）」の支配領域は縮小したが、ISILの影響下にあった外国人テロ戦闘員の母国への帰還や第三国への移動により、テロの脅威は拡散し、アジアにも、その脅威が高まっている。2017年5月、「ISIL東アジア」を自称するグループがフィリピン・マラウィ市の一部を占拠した。掃討作戦は完了したが、同市を含むミンダナオ島における情勢には引き続き注視が必要である。

2016年、日本はG7伊勢志摩サミットで「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」を取りまとめ、また、同年の日・ASEAN首脳会議においては、①テロ対処能力向上、②テロの根本原因である暴力的過激主義対策及び③穏健な社会構築を下支えする社会経済開発のための取組から成る総合的なテロ対策強化策を表明した。これらに従い、日本は、テロ及び暴

力的過激主義対策における国際協力を着実に推進している。

〈軍縮・不拡散・原子力の平和的利用〉

日本は、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向け、軍縮・不拡散に積極的に取り組んでいる。核軍縮を進めるためには、核兵器国と非核兵器国双方の協力を得て、現実的かつ実践的な取組を積み重ねていくことが必要である。こうした考えに基づき、5月には、2020年核兵器不拡散条約（NPT）¹運用検討会議第1回準備委員会に岸田外務大臣が出席し、日本の核廃絶に向けた道筋を表明した。9月には、河野外務大臣が第10回包括的核実験禁止条約（CTBT）²発効促進会議に出席し、CTBT早期発効に向けた国際社会の努力を引き続き主導する決意を述べるとともに、第9回軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）³外相会合をドイツと共催し、2020年NPT運用検討会議に向けて、NPDIとして連携していくことを確認し、北朝鮮の核実験・ミサイル発射を強く非難する声明を発出した。

また、核軍縮の進め方をめぐって各国の立場の違いが顕在化する中、全ての国々の信頼関係を再構築し、立場の異なる国の橋渡しを行うべく、共通の基盤の提供を目指して日本が国連総会に提出した核兵器廃絶決議案は様々な立場の国から幅広い支持を得て採択された。さらに、11月には、核軍縮に関し様々な立場を採る国々の間の協力と信頼関係を再構築し、核軍縮の実質的な進展に資する提言を得るべく「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」の第1回会合を広島で開催した。

日本は、大量破壊兵器などの不拡散体制の強化にも力を入れている。代表的なものとして、

¹ 1968年に署名開放され、1970年に発効。締約国は191か国（非締約国はインド、パキスタン、イスラエル、南スーダン）。(1)核不拡散：米国、ロシア、英国、フランス、中国の5か国を「核兵器国」と定め、「核兵器国」以外への核兵器の拡散を防止、(2)核軍縮：各締約国による誠実に核軍縮交渉を行う義務を規定（第6条）、(3)原子力の平和的利用：原子力の平和的利用は締約国の「奪い得ない権利」と規定するとともに（第4条1）、原子力の平和的利用の軍事技術への転用を防止するため、非核兵器国が国際原子力機関（IAEA）の保障措置を受諾する義務を規定（第3条）

² 宇宙空間、大気圏内、水中、地下を含むあらゆる場所における核兵器の実験的爆発及び核爆発を禁止。1996年に署名開放されたが、2017年12月現在、条約発効のために批准が必要な国（発効要件国）全44か国のうち、中国、エジプト、イラン、イスラエル及び米国が未批准、インド、北朝鮮及びパキスタンが未署名のために未発効となっている。なお、過去2年間では2016年9月にミャンマー及びスワジランドが批准し、現在タイが批准に向けて国内手続中である。

³ 2010年に日本及びオーストラリアが主導して立ち上げた地域横断的な非核兵器国のグループ。カナダ、チリ、ドイツ、ポーランド、メキシコ、オランダ、トルコ、アラブ首長国連邦、フィリピン及びナイジェリアの計12か国が参加

国際的な核不拡散体制の中核である国際原子力機関（IAEA）⁴の保障措置⁵の強化・効率化に向けた取組を行っている。また、兵器及び関連汎用品・技術の適切な輸出管理のための枠組みである輸出管理レジームに参加している。

地域における核拡散の問題については、EU3（英仏独及び欧州連合（EU））+3（米中露）とイランとの間の核合意の履行が継続しており、IAEAは、イランが核合意に基づく自らのコミットメントを遵守していると報告してきている。

一方、北朝鮮の核・ミサイル問題は、東アジアのみならず国際社会にとって新たな段階の脅威となっている。日本は、こうした状況を踏まえ、各国と核問題や核不拡散について協議を継続するとともに、特にアジアの開発途上国を中心に、IAEAの保障措置や輸出管理等の不拡散分野に係る能力構築を行っている。

また、核物質などがテロリストやその他の犯罪者の手に渡ることを防ぐための取組である「核セキュリティ」についても、東京で関連会合を開催するなど、積極的に取り組んでいる。

日本は、核不拡散を確保しつつ、NPTの三本柱の一つである原子力の平和的利用を促進していくことを基本としている。二国間原子力協定の締結などによる原子力の平和的利用の促進など、その取組は多岐にわたっており、開発途上国における原子力の平和的利用の促進と開発課題への貢献も重視している。また、国際社会の理解と支援を得ながら東京電力福島第一原子力発電所事故対応と復興を進めるとともに、事故の経験を国際社会に共有することで、国際的な原子力安全の強化に貢献している。

〈海洋・サイバー・宇宙〉

力ではなく、法とルールが支配する海洋秩序に支えられた「自由で開かれ安定した海洋」は、日本だけではなく国際社会全体の平和と繁

栄に不可欠である。海洋秩序の維持・強化に貢献していくという観点から、日本は、「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下、海賊対策を始め様々な取組や各国との連携・支援を通じて、航行・上空飛行の自由や海上交通の安全確保に尽力している。特に、四方を海に囲まれた海洋国家である日本にとって、海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約：UNCLOS）が根幹を成す海洋秩序は、海洋権益の確保や海洋に関する活動を円滑に行うために不可欠なものである。

サイバーについて、日本は、自由、公正かつ安全なサイバー空間の創出に向け、民間企業、専門家等の幅広い関係者と協力しつつ、サイバー空間における法の支配の推進を含むサイバー安全保障に関する国際的な議論に積極的に貢献している。また、各国とサイバー分野に関する対話・協議を行い、具体的な協力や信頼醸成措置を進めるとともに、開発途上国等の能力構築のために支援を行っている。

宇宙分野では、宇宙利用の多様化や活動国の増加に伴うリスクの増大に対応するため、日本は、各国との宇宙に関する対話・協議を通じて宇宙空間における法の支配の確立に向けて取り組むとともに、宇宙科学・探査における国際協力の促進、日本の宇宙産業の海外展開支援等に取り組んでいる。

〈国際連合（国連）〉

2016年1月から2017年までの2年間、日本は加盟国中最多の11回目となる国連安全保障理事会（国連安保理）の非常任理事国を務めた（特集「最多11回目の安保理非常任理事国（任期を終えた総括）」168ページ参照）。任期中、国際の平和と安全のために主導的な役割を果たすべく、北朝鮮を始め、アフリカや中東などの課題をめぐる議論に積極的に貢献してきた。

⁴ IAEAは、原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が平和的利用から軍事的利用に転用されることを防止することを目的とし、1957年に設立された。事務局はウィーンに設置されている。最高意思決定機関は全加盟国で構成され年1回開催される総会である。総会に対して責任を負うことを条件に、35か国で構成される理事会がIAEAの任務を遂行する機関として機能している。2017年2月現在、168か国が加盟

⁵ IAEAが各国と個別に締結した保障措置協定に基づき、査察などの手段により、核物質が平和的目的だけに利用され、核兵器などに転用されないことを担保するために行われる検認活動（査察、各国の計量管理（核物質の在庫量の管理）記録のチェックなど）。NPT締約国である非核兵器国は、NPT第3条に基づき、IAEAとの間で保障措置協定を締結し、国内の全ての核物質について保障措置（包括的保障措置）を受け入れることが求められている。

また、今日の課題に国連安保理がより効果的に対処していくためには、21世紀の国際社会の現実を踏まえた形での国連安保理の改革が急務であるとの考えから、日本の常任理事国入りを含む安保理改革にも力を入れている。さらに、日本が常任理事国入りするまでの間も、国際社会の平和と安全の維持に貢献し続けるために、可能な限り頻繁に理事国となるべく、2022年国連安保理非常任理事国選挙に立候補した。

今日、国際社会は、紛争やテロ、難民、貧困、気候変動、感染症など、国境を越えた様々な課題に直面しており、国連が果たすべき役割は更に大きくなっている。日本は、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国連を通じ、一層積極的にこれらの諸課題に取り組んでいく。また、国連が国際社会が直面する諸課題により効果的に対応できるよう、国連安保理を始めとする国連改革にも引き続き積極的に取り組んでいく。

〈法の支配〉

「法の支配」とは、全ての権力に対する法の優越を認める考え方であり、国内において公正で公平な社会に不可欠な基礎であると同時に、友好的で平等な国家間関係から成る国際秩序の基盤となっている。また、法の支配は国家間の紛争の平和的解決を図るとともに、各国内における「良い統治」（グッド・ガバナンス）を促進する上で重要な要素でもある。このような考え方の下、日本は安全保障、経済・社会分野、刑事分野など様々な分野において二国間・多国間でのルール作りとその適切な実施を推進している。さらに、紛争の平和的解決や法秩序の維持を促進するため、日本は国際司法裁判所（ICJ）、国際海洋法裁判所（ITLOS）、国際刑事裁判所（ICC）を始めとする国際司法機関の機能強化に人材面・財政面からも積極的に協力している。また、法制度整備支援のほか、国際会議への参画、各国との意見交換や国際法関連の行事の開催を通じて、アジア諸国を始めとする国際社会における法の支配の強化に努めてきている。

〈人権〉

人権や自由、民主主義は基本的価値である。その保護・促進は全ての国家の基本的な責務であると同時に、国際社会全体の正当な関心事項である。これらが各国で十分に保障されることは、日本国内の平和と繁栄のみならず、国際社会に平和と安定の礎を築いていくために必要である。そのため、日本は人権分野に積極的に取り組んでいる。具体的には、対話と協力の姿勢に基づき、世界の人権状況改善に向けた貢献や二国間での対話、国連など多数国間のフォーラムへの積極的参画、国際人権メカニズムとの建設的な対話を行ってきている。

〈女性〉

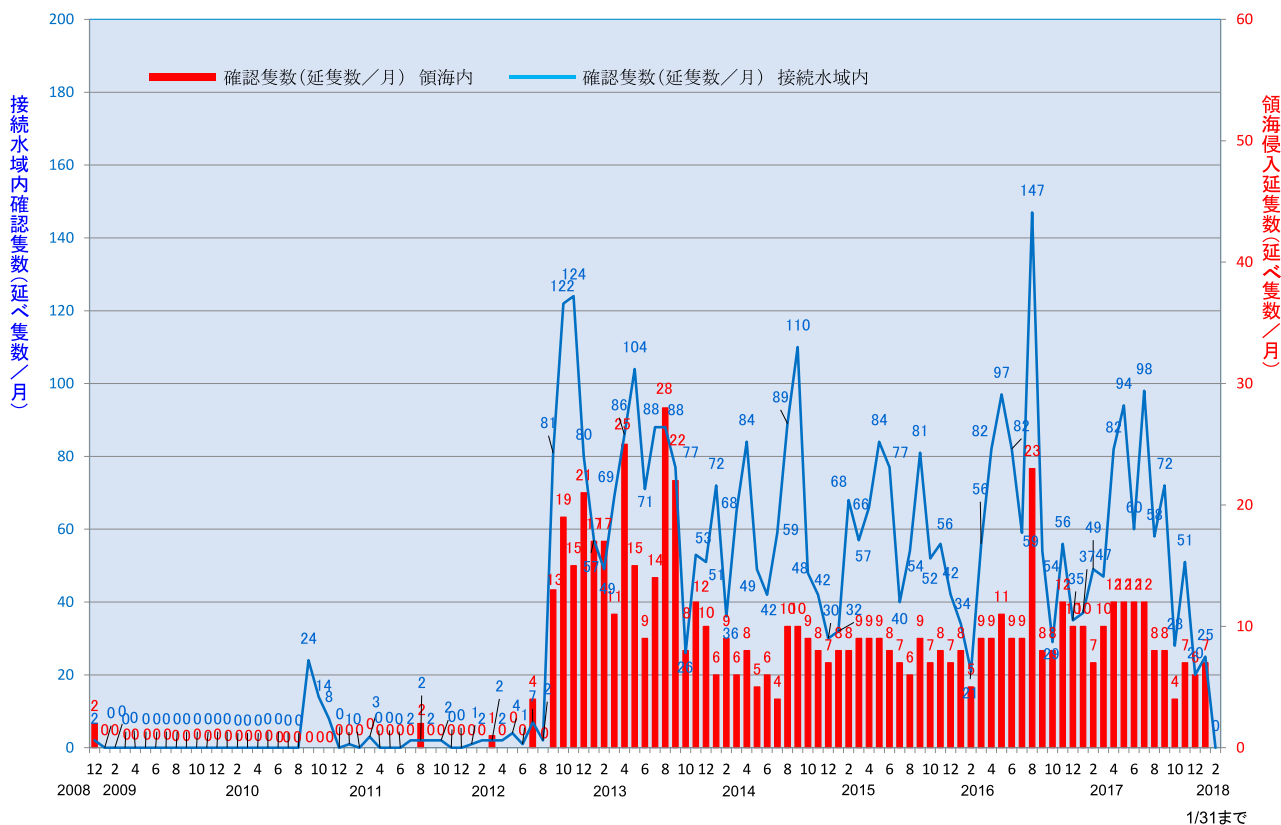
日本は、国内外で「女性が輝く社会」を実現するために、国際社会の先頭に立ってジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進に向けた取組を進めている。その一環として、国際女性会議 WAW! 等を通じて世界における女性の活躍を促進するための議論を主導している。また、国際協力分野では、開発途上国の女性たちの活躍を推進するため、女性の社会進出と能力の更なる強化に向けた「女性の活躍推進のための開発戦略」に基づき、2018年までに総額約30億米ドル以上の支援を行うことを表明し、着実に実施している。

各 論

1 安全保障に関する取組

（1）国際協調主義に基づく「積極的平和主義」

日本を取り巻く安全保障環境は、戦後、最も厳しいといっても過言ではない。北朝鮮は、国際社会の平和的解決への強い思いを踏みにじり挑発行動を継続している。2016年以降3回の核実験を強行するとともに、2回連続で、日本上空を通過した弾道ミサイルを含め40発もの弾道ミサイルを発射するなど、その脅威はこれまでにない、重大かつ差し迫ったものとなっている。また、中国は、公表されているだけで、



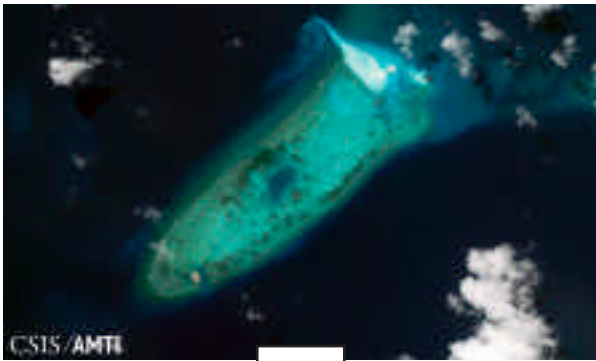
2017年11月29日に北朝鮮が発射した大陸間弾道ミサイル（ICBM）級の弾道ミサイル

国防費を過去29年間で約49倍に増加させる一方で、その細部内訳を明らかにせず、透明性を欠いたまま広範かつ急速に軍事力を強化している。東シナ海・南シナ海の海空域において、既存の国際秩序とは相いれない独自の主張に基づく力を背景とした一方的な現状変更の試みを継続している。さらに、大量破壊兵器等の拡散やテロの脅威の深刻化、サイバー空間や宇宙空間などの新たな領域における課題の顕在化等

ローバルな安全保障上の課題は多様化している。このような安全保障環境の下、世界のどの地域で脅威が出現しても、日本の安全保障に影響を及ぼし得るとともに、どの国も、一国のみで自らの安全を守ることができない状況となっている。

日本は、戦後一貫して日本国憲法の下で平和国家として歩み、国際社会や国連を始めとする国際機関と連携し、国際社会の平和と繁栄に積極的に寄与してきた。このような日本の姿勢は、国際社会で高い評価と信頼を勝ち得てきており、国際社会は、日本がその国力にふさわしい形で国際社会の平和と安全のため一層積極的な役割を果たすことを期待している。

今後とも、日本は、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から力強い外交を推進し、国際社会の平和と安定に一層積極的に貢献していく。



南シナ海において埋立て・軍事化が進むファイアリークロス礁
上：2014年8月14日
下：2017年11月19日（赤塗り部分：2017年に構築された拠点）

(2) 「平和安全法制」の施行及び法制に基づく取組

日本を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、国民の命と平和な暮らしを守るためには、力強い外交を推進し、安定し、かつ、見通しがつきやすい国際環境を創出していくことが重要である。その上で、あらゆる事態に対し切れ目のない対応を可能とするとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献することが重要であり、そのための「平和安全法制」が、2016年3月に施行された。

この法制は、専守防衛を始めとする日本の平和国家としての歩みをより確固としたものにしていくためのものである。また、これにより、日米同盟を強化し、日本の抑止力を向上させ、紛争を未然に防ぐとともに、国際社会へのより一層の貢献が可能となった。そして、「平和安全法制」により、自衛隊により実施可能な物品・役務の提供が拡大されたことも踏まえ、米国（4月）及びオーストラリア（9月）との間

で新たな物品役務相互提供協定（ACSA）が発効するとともに、英国（8月）との間でもACSAが発効した。また、カナダとの間ではACSAの交渉が実質合意に、フランスとの間では大枠合意に至った。

「平和安全法制」については、様々な機会を捉えて、諸外国に対し、その内容を丁寧に説明してきている。これに対し、米国はもとより、オーストラリア、ASEAN諸国、ヨーロッパ諸国、中南米諸国、国連を始め多くの国・機関から、理解と支持が表明されている。これは、「平和安全法制」が、世界の平和と安全に貢献する法律であることの何よりの証である。

(3) 領土保全

領土保全は、政府にとって基本的な責務である。日本の領土・領空・領海は断固として守り抜くとの方針は不変であり、引き続き毅然かつ冷静に対応する考えであり、政府関係機関が緊密に協力し、いかなる不法行為^{きぜん}に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための取組を推進している。同時に、在外公館の人脈や知見をいかしつつ、領土保全に関する日本の主張を積極的に国際社会に発信している。

2 日米安全保障（安保）体制

(1) 日米安保総論

日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米安保体制を強化し、日米同盟の抑止力を向上させていくことは、日本の平和と安全のみならず、アジア太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。日米両国は、2017年2月及び11月の日米首脳会談等を通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化している。こうした取組の中で日米両国は、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。さらに、普天間飛行場の移設や在沖縄海兵隊約9,000人のグアム等への国外移転を始めとする在日米軍再編につ

いても、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担を軽減するため、日米で緊密に連携して取り組んできている。

(2) 各分野における日米安保・防衛協力の状況

ア 「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」の下での取組

2015年4月の日米安全保障協議委員会(「2+2」)において公表したガイドラインは、日米両国の防衛協力について、一般的な大枠及び政策的な方向性を見直し、更新したものである。同ガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム(ACM)を通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応を実施してきている。2017年8月に開催された「2+2」において、河野外務大臣、小野寺防衛大臣、ティラソン米国國務長官及びマティス米国国防長官は、両国の各々の役割、任務及び能力の見直しを通じたものを含め、同盟の更なる強化のための方策の特定を進めていくことで一致するとともに、米国の核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じた日本の安全に対する同盟のコミットメントを再確認した。また、2月にマティス米国国防長官、5月及び11月にハリス米国太平洋軍司令官、8月にダンフォード米国統合参謀本部議長及びハイテン米国戦略軍司令官、9月にミリー米国陸軍参謀総長、11月にブルックス国連軍・米韓連合軍・在韓米軍司令官、12月にリチャードソン米国海軍作戦部長が訪日するなど、ハイレベルの人的交流が活発に行われている。加えて、6月には日米拡大抑止協議を開催し、日米同盟の抑止力を確保する方途についての率直な意見交換を行った。このような多層的な取組を通じ、米国との間で安全保障・防衛協力を引き続き推進し、同盟の抑止力・対処力を一層強化していく。

イ 弾道ミサイル防衛(BMD)

日本は、2006年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル(SM-3ブロックII A)の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米

国との協力を継続的に行いつつ、陸上配備型イージス・システム(イージス・アショア)の導入を決定するなど、BMDシステムの着実な整備に努めて、いかなる事態においても北朝鮮による弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るべく、万全の態勢を採っている。

ロ サイバー

日米両国は、7月に第5回日米サイバー対話を東京で開催した。日米両国の政府全体の取組の必要性を踏まえ、2016年7月に開催された第4回対話のフォローアップを行うとともに、日米双方の関係者が、情勢認識、両国における取組、国際場裏における協力、能力構築支援等サイバーに関する幅広い日米協力について議論を行い、対話の後、共同プレスリリースを発出した。

ハ 宇宙

日米両国は、安全保障分野における日米宇宙協議や安全保障分野における日米豪宇宙協議などで、宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行っている。日米両国は、宇宙状況監視(SSA)情報などの相互提供、宇宙アセットの抗たん性(不測の事態でも宇宙システムが必要な機能を維持できること)の確保のための取組等、宇宙の安全保障分野での協力を引き続き進めていく。

オ 3か国間協力

日米両国は、アジア太平洋地域での同盟国やパートナーとの安全保障・防衛協力を重視している。特に、日米両国は、オーストラリア、韓国又はインドとの3か国間協力を着実に推進してきている。7月及び11月の日米首脳会談等でも、これらの3か国間の協力は、日米が共有する安全保障上の利益を増進し、アジア太平洋地域の安全保障環境の改善に資するものであることが確認された。また、9月の北朝鮮による核実験、度重なる弾道ミサイル発射を受けた対応の中で、日米韓及び日米豪首脳会談等で、それぞれ3か国間協力の重要性が再確認された。

カ 情報保全

情報保全は、同盟関係の協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。日米両国は、政府横断的なセキュリティ・クリアランス制度を実施しているほか、カウンター・インテリジェンス（諜報による情報の漏えい防止）に関する措置の向上を含む情報保全制度の一層の改善に向け、引き続き協議を行っている。

キ 海洋安全保障

日米両国は、ASEAN地域フォーラム（ARF）や東アジア首脳会議（EAS）などの場で、海洋をめぐる問題を国際法にのっとって解決することの重要性を訴えている。2015年4月に公表したガイドラインでも、日米両国は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力するとしているほか、2017年2月の日米首脳会談等の機会に海洋安全保障に関する両国の一致した認識と協力について確認してきている。

(3) 在日米軍再編

2017年2月の日米共同声明で、日米両政府は、普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを首脳レベルの文書で初めて確認した。また、8月の「2+2」共同発表において、日米両国は、在日米軍の強固なプレゼンスを維持する観点から、地元への影響を軽減し、在日米軍のプレゼンス及び活動に対する地元の支持を高めると同時に、運用能力及び抑止力の維持を目的とした既存の取決めを実施することについてのコミットメントを再確認した。在沖縄海兵隊約9,000人のグアム等国外への移転（グアム移転は2020年代前半に開始）や、2013年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地返還等についても、着実に計画を実施すべく、日米間で引き続き緊密に連携していく。

2016年12月の北部訓練場の過半（約3,987

ヘクタール）の返還に続き、2017年7月31日には、2015年12月の「沖縄における在日米軍施設・区域の統合のための日米両国の計画の実施」に基づき、普天間飛行場の東側沿いの土地（約4ヘクタール）の返還が実現した。この返還に伴い、市道宜野湾^{ぎのわん}11号線の全線開通が実現すれば、周辺地域の交通渋滞を緩和し、地元宜野湾市の生活環境の改善に資することになる。

また、同年8月に、2006年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」に基づく厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐が開始された。この移駐は、人口密集地に所在している厚木飛行場周辺の住民が長い間負ってきた騒音等の負担軽減に資するものとして期待されている。政府としては、普天間飛行場の一日も早い辺野古^{へんのこ}への移設を始め、在日米軍の安定的な駐留のために、沖縄を始めとする地元の負担軽減に引き続き全力で取り組んでいく。

(4) 在日米軍駐留経費負担（HNS）

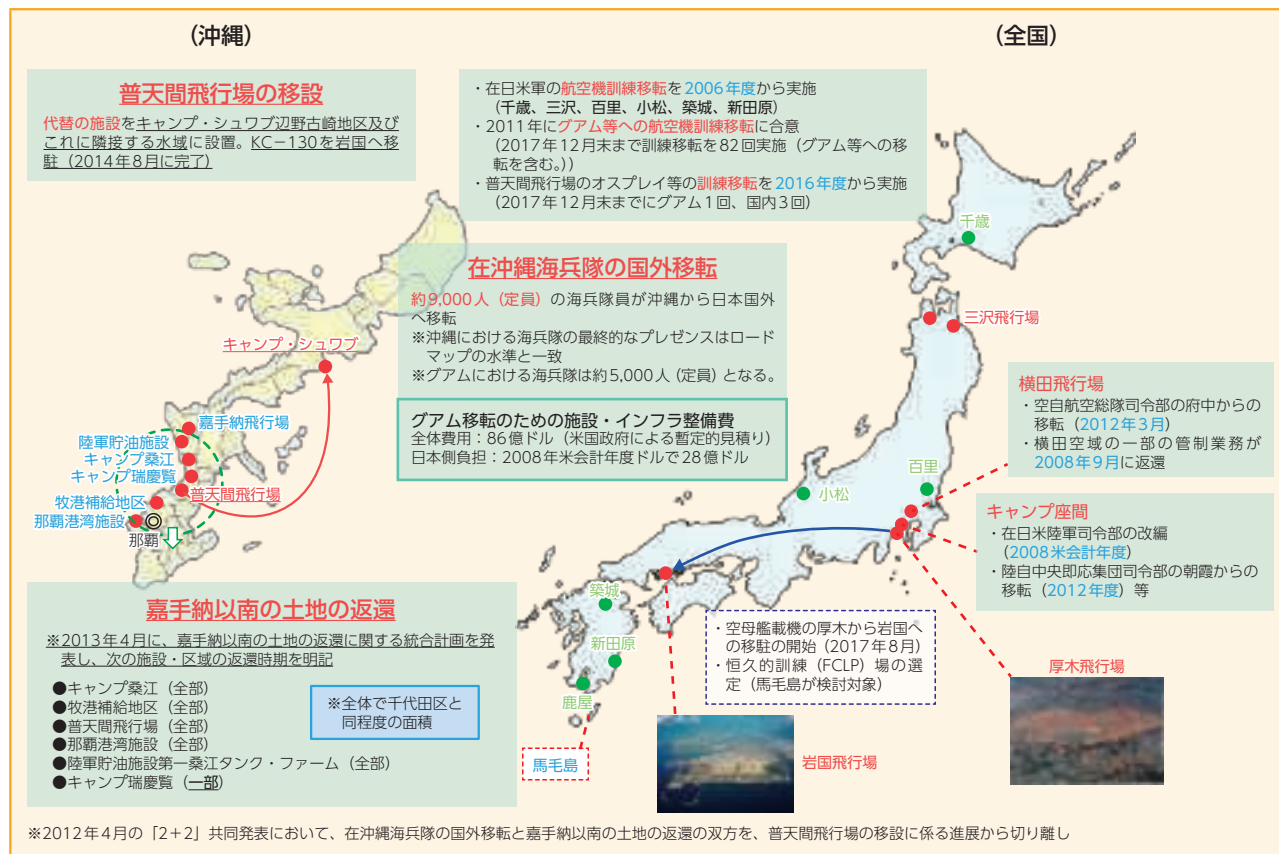
日本は、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増している中、在日米軍の円滑かつ効果的な運用を支えることが重要であるとの観点から、日米地位協定で定められた範囲内で、在日米軍施設・区域の土地の賃料、提供施設の整備（FIP）費等を負担している。このほか、特別協定を締結し、駐留軍等労働者の労務費、光熱水料等及び訓練移転費を負担している。

日本政府は、日米地位協定及び2016年4月1日に発効した特別協定に基づき、2016年度から2020年度まで、在日米軍駐留経費負担（HNS）を負担することとなっている。

(5) 在日米軍の駐留に関する諸問題

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。特に、在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については、2017年11月のラン

▶ 米軍再編の全体像



ブ大統領の訪日の際を始め、累次の機会に日米間で確認してきている。

日本政府は、在日米軍再編に引き続き取り組む一方、米軍関係者による事件・事故の防止、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域での環境問題等の具体的な問題について、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払ってきている。

また、2016年4月に沖縄で発生した在日米軍の軍属による殺人事件を受け、2017年1月の署名により発効した日米地位協定の軍属に関する補足協定の着実な実施を通じて、日米間の協力が一層促進され、在日米軍の軍属に対する管理が一層強化されることによって、軍属による事件・事故の再発防止が図られることが期待される。なお、この補足協定は、日米地位協定が規定する軍属の内容を国際約束の形で補足し、明確化するものであり、このような日米地位協定の補足協定の作成は、2015年に締結された環境補足協定に続き、2件目となる。

(6) 朝鮮国連軍と在日米軍

1950年6月の朝鮮戦争の勃発に伴い、同月の国連安保理決議第83号及び同年7月の同決議第84号に基づき、同年7月に朝鮮国連軍が創設された。1953年7月の休戦協定成立を経た後、1957年7月に朝鮮国連軍司令部がソウルに移されたことに伴い、日本に朝鮮国連軍後方司令部が設立された。現在、同後方司令部は、横田飛行場に設置され、司令官ほか3人が常駐しているほか、8か国の駐在武官が朝鮮国連軍連絡将校として在京各国大使館に常駐している。

朝鮮国連軍は、日本との国連軍地位協定第5条に基づき、朝鮮国連軍に対して兵たん上の援助を与えるため必要な最小限度の在日米軍施設・区域を使用できる。現在、朝鮮国連軍には、キャンプ座間、横須賀海軍施設、佐世保海軍施設、横田飛行場、嘉手納飛行場、普天間飛行場及びホワイトビーチ地区の7か所の使用が認められている。

3 グローバルな安全保障

(1) 地域安全保障

アジア太平洋地域では、グローバルなパワーバランスの変化等に伴って安全保障環境が厳しさを増している一方、各国の政治・経済・社会体制が多様であるため、地域における安全保障面の協力の枠組みが十分に制度化されているとは言い難い。そのため、日本は、日米同盟の強化に加え、アジア太平洋地域を中心に、二国間及び多国間の安全保障協力を重層的に組み合わせることで、地域における安全保障環境を日本にとって望ましいものとしていく取組を進めている。また、日本は、アジア太平洋からインド洋を経て中東・アフリカに至るまでの地域を一体として捉え、インド太平洋の自由で開かれた海洋秩序を確保することにより、この広大な地域全体の安定と繁栄を促進するとの観点から、「自由で開かれたインド太平洋戦略」を打ち出している。

日本は、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するとともに、米国以外にも様々な国々と安全保障分野における協力関係強化に取り組んでいる。韓国とは、北朝鮮の脅威が増大する中、日韓の更なる緊密な連携が不可欠との認識の下、弾道ミサイル情報共有訓練及び対潜戦訓練を日米韓で実施した。また、首脳・外相間で頻繁に会談を行い、日韓・日米韓が緊密に連携していくことを確認している。オーストラリアとは、4月の第7回日豪外務・防衛閣僚協議（「2+2」）において、日本とオーストラリアの間の安全保障・防衛協力を一層強化するとともに、地域が直面する諸課題に対処する上での連携を強化することで一致した。また、1月、11月及び2018年1月の首脳会談において、インド太平洋地域の平和と安定に向けて協力していくことを確認した。インドとの間では、3月の日・インド次官級「2+2」対話及び7月、9月及び11月の日印首脳会談で、日本の「自由で開かれたインド太平洋戦略」とインドの「アクト・イースト」政策を連携させ、自由で開かれ安定した海洋、地域の安定と繁栄という共通

目標の実現に共に取り組むことで一致した。英国とは、8月の日英首脳会談及び12月の第3回日英「2+2」で、日英安保協力を次の段階へ引き上げることにコミットし、自由で開かれたインド太平洋地域の実現に向け、協力を具体化していくことで一致した。フランスとは、5月のフランス海軍の演習「ジャンヌ・ダルク2017」の一環でのフランス海軍艦隊の訪日時に日仏英米による共同訓練を実施したほか、2018年1月には第4回日仏「2+2」を開催し、ACSAの大枠合意に至った。ASEAN諸国との間では、巡視船の供与等を通じて、フィリピン、マレーシア、ベトナム、インドネシア等の海洋能力向上に向けた支援を継続して実施している。

このような二国間の協力関係強化に加え、日本は、日豪印次官協議（4月及び12月）、日米韓首脳会談（7月及び9月）、日米韓外相会合（2月、4月、8月及び2018年1月）、日米豪閣僚級戦略対話（8月）、日米印外相会合（9月）、日米豪首脳会談（11月）、日米豪印の外交当局局長級協議（11月）等の枠組みでの協力の推進を通じ、地域の平和と繁栄のためのネットワーク作りを進めている。

また、日本を取り巻く安全保障環境の安定のためには、中国やロシアとの間の信頼関係の増進も重要である。日中関係は、最も重要な二国間関係の一つであり、「戦略的互惠関係」の下、大局的な観点から友好協力関係の安定的な発展に努めている。中国の軍事的動向は、日本にとって極めて重大な関心事項であることから、中国との間では、10月に開催した日中安保対話を始め、安保分野の対話や交流のチャンネルの重層的な構築に努めており、政策面での意思疎通を図るとともに、透明性向上を働きかけている。同時に、首脳、外相等のハイレベルの対話も通じ、相互信頼関係の増進に努めている。日露関係については、2017年には4回の首脳会談及び5回の外相会談を行うなど、様々なレベルでの政治対話を積み重ねながら、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結すべく、ロシアとの交渉に精力的に取り組んでいる。安

全保障分野では、3月に日露「2+2」を実施したほか、9月及び12月に安全保障当局間で協議を行った。また、11月にはサリュコフ地上軍総司令官が、12月にはゲラシモフ参謀総長が訪日するなどして、防衛・安全保障に関する率直な意見交換を行っている。

さらに、外務・防衛当局間（PM）協議を、カンボジア（7月、第4回）、インドネシア（7月、第3回）、英国（11月、第16回）、カナダ（12月、第10回）及びフランス（12月、第20回）との間で開催した。また、安全保障対話をラオス（7月、第2回）及び中国（10月、第15回）との間で実施したほか、モンゴルとの間では外交・防衛・安全保障当局間協議（8月、第4回）を、北大西洋条約機構（NATO）との間では高級事務レベル協議（5月、第15回）をそれぞれ開催した。

これらに加え、日本は、東アジア首脳会議（EAS）、ASEAN地域フォーラム（ARF）、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）など、地域における多国間の枠組みに積極的に参加・貢献し、地域の安全保障面での協力強化に取り組んでいる。このうちARFは、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じたアジア太平洋地域の安全保障環境の向上を目的としており、北朝鮮やEUといった多様な主体が参加する重要な安全保障対話の枠組みである。また、各種取組を通じた信頼醸成に重点を置いている観点からも、安全保障協力を進める上で重要なフォーラムである。8月に24回目となるARF閣僚会合が開催され、南シナ海、北朝鮮などの地域・国際情勢を中心に率直な意見交換を行った。世界中でサイバー攻撃が多発し、サイバーセキュリティの重要性が一層高まる中、ARFの枠組みでも、より一層組織的に取り組む必要があるとの観点から、マレーシア及びシンガポールと共にサイバーセキュリティに関するARF会期間会合（ISM）の立ち上げを提案し、全会一致で承認された。また、日本は、海上安全保障ISM（2014年夏から2017年夏）の共同議長国を務め、2月に第9回海上安全保障ISMを東京で開催するなど、積極的な貢献を

行っている。

さらに、日本は、安全保障政策の発信や意見交換の場として、政府間協議（トラック1）のみならず政府関係者と民間有識者双方が出席する枠組み（トラック1.5）も活用している。アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアローグ）（シンガポール）といった会合に参加しているほか、12月のマナーマ対話（バーレーン）及び2018年2月のミュンヘン安全保障会議（ドイツ）には河野外務大臣が出席するなど、日本の安全保障政策に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組んでいる。

（2）平和維持・平和構築

ア 現場における取組

（ア）国連平和維持活動（国連PKO）

国連PKOは、伝統的には、国連が紛争当事者間に立って、停戦や軍の撤退の監視などを行うことにより事態の鎮静化や紛争の再発防止を図り、当事者間の対話を通じた紛争解決を支援することを目的とした活動である。しかし、冷戦終結以降は、内戦の増加などによる国際環境の変化に伴い、停戦監視などの伝統的な任務に加え、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）、治安部門改革、選挙、人権、法の支配などの分野における支援、政治プロセスの促進、文民の保護など、多くの任務を与えられている。2017年12月末時点で、15の国連PKOミッションが中東・アフリカ地域を中心に活動しており、ミッションに従事する軍事・警察・文民要員の総数は10万人を超えている。任務の複雑化・大規模化とそれに伴う人員、装備・機材、財源などの不足という事態を受け、国連を中心に様々な場で、国連PKOのより効果的・効率的な実施に関する議論が行われている。

日本は、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（PKO法）に基づき、1992年以来、国連PKOを始め、計27のミッションに延べ約1万2,500人の要員を派遣してきた。最近では、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に対し、2011年から司令部要員

を、2012年からは施設部隊を派遣してきた。施設部隊は、南スーダンの首都ジュバ及びその周辺において、道路などのインフラ整備や給水活動などの避難民支援や敷地造成などの活動を実施し、2017年5月をもって活動は終了した。一方、UNMISS司令部では現在も4人の自衛官が活躍している。日本は今後も様々な形で、南スーダンの平和と安定に貢献していく。日本は、今後とも、「積極的平和主義」の旗の下、これまでのPKO活動の実績の上に立ち、我が国の強みを生かして能力構築支援の強化、部隊及び個人派遣など、国際平和協力分野でより一層積極的に貢献していく。

(イ) 平和構築に向けたODAなどによる協力

日本の国際協力において、平和構築は重要であり、開発協力大綱でも重点課題の一つとして位置付けられている。

また、人道危機への対応でも、人道支援と開発協力の連携に、平和構築を組み合わせることが効果的である。紛争発生後の対応のみならず、人道危機の要因である紛争の発生・再発予防にも重点を置き、平時からの国造り、社会安定化といった、紛争の根本原因への対処を抜本的に強化することが重要である。日本は、このような「人道と開発と平和の連携」の考え方を重視し、特に以下の国・地域で平和構築支援を進めている。

①中東

2017年9月に発表された「河野四箇条」及び5つの新たなイニシアティブを受け、同年12月、河野外務大臣は第13回マナーマ対話において、ISIL等との闘いの影響を受けた国々での支援を継続するとし、シリア国内及び周辺国について、新たに約2,100万米ドルの人道支援の実施を発表した。

②アフリカ

日本は、TICAD VIのナイロビ宣言における優先分野の一つとして「繁栄の共有に向けた社会安定化」を掲げるなど、暴力的過激主義を生み出さない平和で安定したアフリカの実現に向けた取組を実施してきた。2017年9月の国連総会の際に安倍総理大臣は、アフリカの平和と安定に対する諸課題に関し、2016年以降、1万6,000人以上への職業訓練を含む、約233億円の社会安定化の取組を実施していることを発表した。国連総会に同席したアフリカ側首脳は、日本の支援への謝意を示した。

例えば、日本は2014年から、フランス語圏アフリカ地域8か国の刑事司法分野の人材に対する研修を実施し、対象国の人材育成や能力強化に貢献している。また2017年9月、日本はリベリアの大統領選挙及び下院議員選挙の公正・公平な実現を目的として、同国国家警察の治安維持体制の強化の支援を実施した。

さらに、アフリカ各国が運営しているPKO訓練センターに対する支援を2007年から実施しており、計13か国の施設に対する2017年までの日本の支援は計4,500万米ドル以上に達する。



フランス語圏アフリカ刑事司法研修の様子（2018年2月13日、コートジボワール 写真提供：国際協力機構（JICA））

特 集

PKO分野における協力

国際平和協力業務

2017年は、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（PKO法）が成立してから25周年の節目の年に当たります。日本は、同法の下、国連平和維持活動、人道的な国際救援活動、国際的な選挙監視活動において人的・物的両面での貢献を積み重ね、国際社会から高い評価を得てきました。

具体的には、日本はこの25年間、カンボジア、東ティモール、ゴラン高原、ハイチなど27のミッションに対し、延べ1万2,500人余りの要員を派遣し、厳しい環境の中で規律を保ちつつ、高い技術力などを活かし世界の平和と安定のために、積極的に取り組んできました。

最近では、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）への自衛隊施設部隊派遣を通じて同国の国造りに貢献してきました。UNMISSに派遣されていた自衛隊施設部隊は、2017年5月末をもって5年以上に及ぶ活動を終えましたが、道路補修、国内避難民向けの施設整備を始めとする活動は、これまでの日本のPKOにおける施設活動の中で、最大規模の実績となりました。また、最後に派遣された第11次要員に、平和安全法制で新たに認められた、いわゆる「駆けつけ警護」の任務を付与し、宿営地の共同防護を行わせることとするなど、日本のPKOにおける歴史の中でも大きな意義を持つものになりました。現在も、自衛官4人は、司令部要員としてUNMISSの活動に貢献しています。



ジュバからマンガラ間の道路補修を行う自衛隊（南スーダン 写真提供：防衛省）

能力構築支援・人材育成

また、日本は国連アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト（ARDEC）及びアジア・アフリカ諸国のPKO訓練センターへの資金拠出や講師派遣等を通じ、PKOに派遣される各国要員の能力構築を支援しています。

さらに、平和構築の現場で活躍できる文民専門家を育成する事業にも協力しており、過去10年間で643人の人材が研修を終えた後、平和の担い手として世界各地で活躍しています。

人の派遣や人材の育成に加え、日本は、国連PKO要員等による性的搾取・虐待（SEA）を防止するためのオンライン教材の開発支援やSEA被害者支援のための信託基金への拠出など、国連による平和構築への取組を支援しており、今後も国際平和に向けたより一層の努力をしていきます。

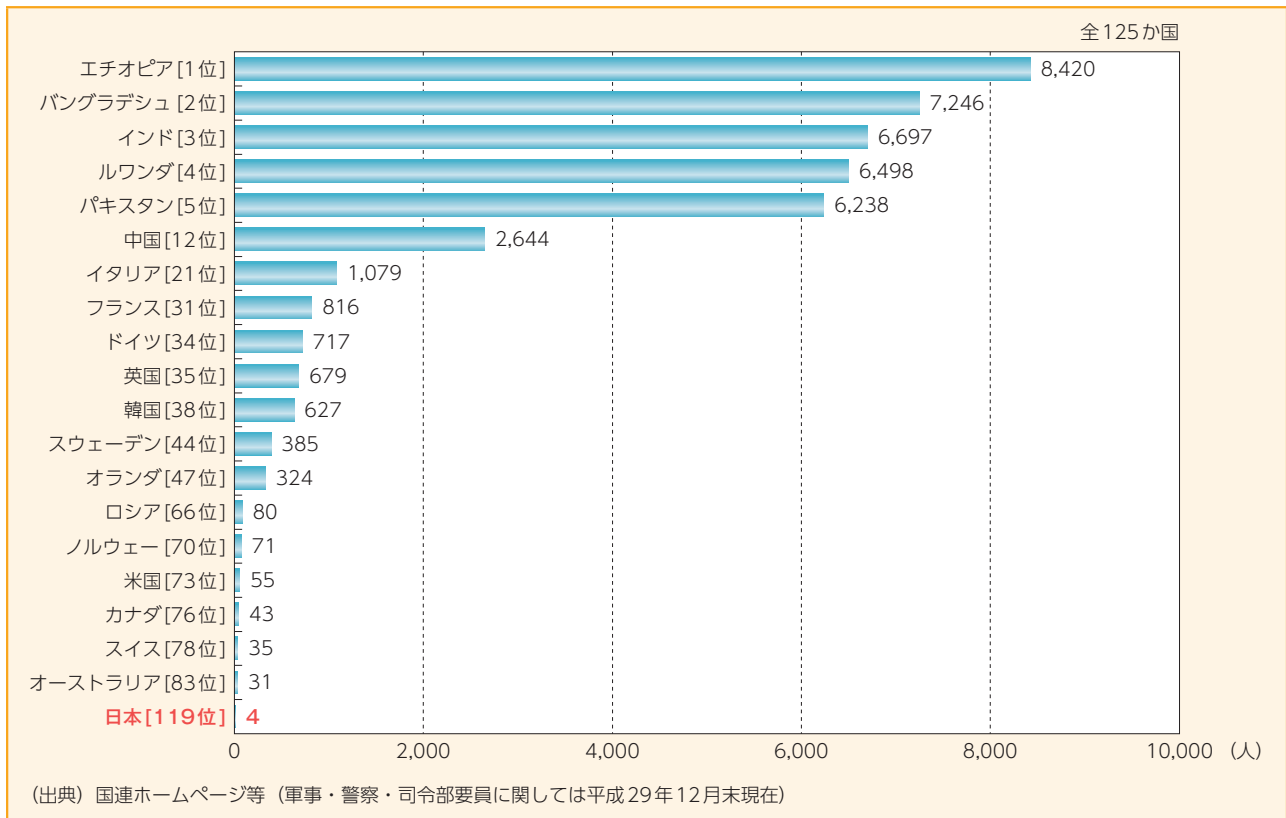


ARDEC閉講式（修了証授与式）

これからの平和への貢献

今や、世界は、どの国も一国だけで平和を守ることができない時代です。世界では様々な紛争が発生しており、テロ、難民、貧困といった国境を越えた課題は深刻さを増しています。こうした中、日本は、国際社会の責任あるメンバーとして、世界の平和と安定のために、その能力と責任にふさわしい貢献を続けていきます。

▶ 国連ミッションへの軍事要員・警察要員・司令部要員の派遣状況



イ 国連における取組

地域紛争や内戦は終結後に再燃することが多いため、事後に適切な支援を行うことが極めて重要である。この認識の下、2005年、紛争解決から復旧・社会復帰・復興まで一貫した支援に関する助言を行うことを目的として「平和構築委員会（PBC）」が設置された。日本は設立時からメンバーを務め、2006年から2008年は議長国として、また、2011年から2015年まではPBC教訓作業部会の議長として、PBCの活動に貢献してきた。

2016年4月に採択されたPBCを含む国連平和構築アーキテクチャー・レビューに関する総会決議（A/RES/70/262）及び国連安保理決議第2282号は、PBCの効率性・柔軟性の向上、PBCと国連安保理やその他機関との連携の強化等を推奨した。これを受け、2017年、PBCは同決議の実施のための新たな取組を開始し、従来の議題国5か国⁶における優先課題

の特定や平和構築戦略の策定に関する議論も継続して行った。

新たな取組の一つとして、PBCにおいて五つのテーマ別の議論（制度構築、若者、ジェンダー、平和構築のための資金調達及び国家のオーナーシップ）を主導するためフォーカルポイント（担当国）が指名された。このうち日本は制度構築のフォーカルポイントに就任し、テーマ別の議論に加えて、議題国以外の国や地域に関する会合を開催し、PBCの柔軟性や効率性の向上にも貢献している。また、PBCにおいては、世界銀行（世銀）やアフリカ連合（AU）との協力関係の強化のための取組等も行われている。

また、日本は、2016年9月、当面1,000万米ドル規模の拠出を目指すことを表明し、平和構築基金（PBF）に積極的に貢献している。日本は、現在までに総額4,850万米ドル（2017年には250万ドル）の拠出を実施しており、第6

⁶ ブルンジ、シエラレオネ、ギニアビサウ、中央アフリカ及びリベリアの5か国。ギニア国別会合に関しては、近年、会合は開催されておらず、7月に、ギニア国別会合を終了することがPBCによって決定された。

位の主要ドナー国である（2017年12月現在）。

ウ 人材育成

（ア）平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業

紛争後の平和構築では、高い能力と専門性を備えた文民専門家の役割が拡大する一方、担い手の数は十分ではなく、人材の育成が大きな課題となっている。日本は、平和構築・開発の現場で活躍できる文民専門家を育成すべく、人材育成事業を実施してきており、2017年度末までに育成した人材は約730人に上る。事業修了生は、南スーダンやアフガニスタンなど世界各地の平和構築・開発の現場で活躍しており、諸外国や国連などから高い評価を得ている。

2017年度事業では、若手人材向けの研修コースに加え、中堅層の実務家を対象とする研修コースやマンツーマン方式のキャリア構築支援も実施した。

（イ）平和維持要員の訓練

日本は、国連PKOに参加する各国の平和維持要員の能力向上を支援してきており、2015年から、国連PKOへ施設部隊を派遣する意思を表明した東アフリカ5か国の約130人の施設要員に対し、自衛官等延べ83人を教官として派遣し、本格的な運用の訓練も含め、重機操作の訓練を実施した（国連アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト（ARDEC））。また、アフリカに展開する国連PKOの通信部隊の効果的な訓練の実施のため、国連通信学校に支援を行った。さらに、アジア・アフリカ諸国のPKO訓練センターに対する講師などの人材派遣や財政支援も行っている。

（3）治安上の脅威に対する取組

ア テロ及び暴力的過激主義対策

2017年は、イスタンブールでのナイトクラブ銃撃テロ（1月）、マンチェスターでの爆弾テロ事件（5月）、バルセロナでの車両突入事件（8月）、エジプト・シナイ半島でのテロ事件（11月）等、世界各地でテロ事件が発生し

た。

また、イラク及びシリアにおける「イラクとレバントのイスラム国（ISIL）」掃討作戦の結果、ISILの支配領域は縮小したものの、外国人テロ戦闘員の母国への帰還や第三国への移動により、テロの脅威が拡散しており、特に、アジアにおけるテロの脅威が高まっている。

日本は、2016年のG7伊勢志摩サミットで、「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」作成を主導し、この中で、①インターポールのデータベースや乗客予約記録（PNR）の活用を始めとする具体的なテロ対策、②暴力的過激主義を防止するための対話を通じた寛容の促進及び③開発途上国への能力構築支援の重要性を掲げた。2017年のG7タオルミーナ・サミットでは、同行動計画を完全に実施することが確認され、日本はこれを着実に進めている。具体的には、空港等の保安分野を含む国境警備の能力強化、治安関係者の捜査・訴追能力等の向上、マネーロンダリングや組織犯罪を含むテロ資金対策といった分野について、法執行機関等の研修・訓練や機材供与を実施している。また、暴力的過激主義対策においては、日本は特に異文化間・異宗教間の対話促進、女性・若者のエンパワーメント等草の根レベルでのコミュニティ支援など、テロの根本原因である暴力的過激主義への対処を重点的に実施している。地域的にはアジアを重視しており、特にアジア地域における総合的なテロ対策の強化策として、2016年、日・ASEAN首脳会議において今後3年間で450億円の支援、2,000人規模の人材育成を行っていくことを発表しており、日本はこれを着実に実施している。

2017年は、ASEAN、米国、オーストラリア、インド及びパキスタンとの間でテロ対策協議を実施し、テロ情勢に関する情報交換や連携の強化等を確認した。

また、アジア諸国の治安対策及び矯正政策の担当省庁関係者並びに国際機関関係者を招へいしてワークショップを開催した。このワークショップでは、日本と各国のテロ及び暴力的過激主義対策の効果的な支援や協力の在り方につ

いて、活発な議論が行われた。あわせて、日本の民間企業の関連技術の視察も行い、日本の知見を通じた貢献を積極的に行った。10年来継続して行っている取組としては、イスラム寄宿塾の教師を招へいし、宗教間の対話、日本の文化や教育の現場の視察等を行う交流事業がある。穏健主義拡大への貢献として、今後もこうした取組を続けていく。

国際機関を通じた取組の実施としては、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）や「コミュニティの働きかけ及び強靱性に関するグローバル基金（GCERF）」などの国際機関や基金に約4,600万米ドル拠出し（2016年度補正予算）、これらの機関によるテロ及び暴力的過激主義対策の個別プロジェクトを支援している。

1 刑事司法分野の取組

国連の犯罪防止刑事司法会議及び犯罪防止刑事司法委員会は、犯罪防止及び刑事司法分野における国際社会の政策形成の中心機関である。5月に開催された第26会期犯罪防止刑事司法委員会では、2020年4月に日本で開催される第14回犯罪防止刑事司法会議の全体テーマを「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」とすることにつき合意した。また、同会議を京都で開催することについて閣議了解した。このほか、UNODCの犯罪防止刑事司法基金への拠出を通じて、東南アジア諸国における訴追能力向上を実施している。サイバー犯罪対策では、日・ASEAN統合基金（JAIF）からの資金拠出やUNODCとの協力を通じて、ASEAN諸国の法執行機関を対象とする能力強化ワークショップなどの実施を支援している。

また、日本は7月、テロを含む国際的な組織犯罪を一層効果的に防止し、これと戦うための協力を促進するための国際的な法的枠組みを創設する条約である国際組織犯罪防止条約（TOC条約）を締結した（特集「国際組織犯罪防止条約（TOC条約）の締結」146ページ参照）。

2 腐敗対策

7月、日本は、贈収賄、公務員による財産の横領などの腐敗行為に対処するための措置や国際協力を規定した国連腐敗防止条約（UNCAC）を締結した。日本は従来から、UNODCへの拠出を通じ、UNCACの実施促進を目的として、開発途上国当局の腐敗事案の捜査・訴追能力強化を図る研修などを実施している。締約国におけるUNCACの実施状況をモニタリングするUNCAC実施レビューメカニズムの運営に対し、日本はUNODCを通じて、約9万米ドルを拠出している。

G20の枠組みでは、日本は、G20腐敗対策作業部会の活動を通じ、腐敗犯罪での法人の責任に関するハイレベル原則などの策定に参画した。

経済協力開発機構（OECD）贈賄作業部会は「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」のモニタリングを通じて、外国公務員贈賄の防止に取り組んでおり、日本も積極的に参加している。さらに日本はアジア開発銀行（ADB）とOECDが共同で推進する「ADB・OECDアジア太平洋腐敗対策イニシアティブ」を支援しており、同地域での腐敗対策向上にも貢献している。

3 マネーロンダリング（資金洗浄）・テロ資金供与対策

マネーロンダリングやテロ資金供与対策については、国際的な枠組みである金融活動作業部会（FATF）が、各国が実施すべき国際的基準や新たな視点からの対策について議論を進めている。日本は、設立時からのメンバー国として、これらの議論に積極的に参加している。近年、FATFは、大量破壊兵器の拡散につながる資金供与の防止対策についても一定の役割を果たしており、11月には、北朝鮮による累次の核実験及びミサイル発射を受け、北朝鮮による不正な金融活動の根絶を求めるFATF声明を加盟国の全会一致で採択した。

さらに、日本は、マネーロンダリングやテロ資金の流れを遮断するための国際的な取組を支援するため、UNODCと連携し、イランや

特 集

国際組織犯罪防止条約（TOC条約）の締結

7月11日、日本は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（国際組織犯罪防止条約）を締結しました。

国際組織犯罪防止条約とは

国際組織犯罪防止条約は、国際的な組織犯罪が急速に複雑化し、深刻化してきたことを背景として、これに効果的に対処するためには、それぞれの国が自国の刑事司法制度を強化するのみならず、国際社会全体が協力して取り組むことが不可欠であるとの認識が高まったことを受け、2000年11月に国連総会で採択されました。

この条約は、テロを含む国際的な組織犯罪を一層効果的に防止し、これと戦うための協力を促進するための国際的な法的枠組みを創設することを目的としたものです。

本条約締結に向けた日本の取組等

日本は、2000年12月にイタリアのパレルモで開催された署名会議において、本条約に署名し、2003年5月にその締結について国会の承認を得ました。しかし、本条約の国内担保法が整備できなかったため、長らく本条約の締結に至っていませんでした。

その間、世界のほとんどの国・地域が本条約を締結し、本条約に基づく国際協力を実施するとともに、未締結国に対しては、関連する国連の諸決議やG7／G8サミットで、繰り返し本条約の締結が要請されてきました。

そのような国際的な情勢に加え、日本は2019年にラグビーワールドカップ、2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えています。このため、日本がテロを含む国際組織犯罪対策の抜け穴とならないよう、6月に本条約の国内担保法である「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」、いわゆる「テロ等準備罪処罰法」が国会で可決され、同法の施行を受けて、7月に日本は本条約を締結し、本条約の188番目の締約国となりました（なお、12月現在の締約国・地域数は189）。

本条約を締結したことによる効果

本条約の締結により、本条約の締約国との間での捜査共助や犯罪人引渡しがより迅速で充実したものとなり、情報収集を含め、より一層効果的に、国際社会と協力して、テロを含む国際的な組織犯罪に対処することが可能となりました。日本としては、本条約の締結を契機に、国際社会と緊密に連携し、犯罪対策の更なる強化に努めていきます。



国際組織犯罪防止条約の受諾書を国連事務総長宛てに寄託する南博大使（7月11日、米国・ニューヨーク）

ASEAN 諸国、サヘル地域諸国等に対して法整備支援等の能力構築支援を行っている。

オ 人身取引対策

日本は、手口がますます巧妙化・潜在化する人身取引犯罪に効果的に対処するため、「人身取引対策行動計画2014」に基づき、人身取引対策に係る国内体制を強化し、開発途上国への支援も積極的に実施している。7月には、人身取引を防止し、これと戦い、被害者保護のための国際協力を強化することを目的とする人身取引議定書の締約国となり、人身取引撲滅に向けた諸外国政府との連携を一層深化させた。また、近年では、テロ組織の資金源や戦闘員獲得の手段として人身取引が行われていることを受け、11月には国連安保理において、「紛争下の人身取引」に関する決議第2388号が全会一致で採択され、日本もこれらの新たな脅威に対抗するため、国際社会との強い連帯を表明した。

国際機関との連携としては、2017年も継続して、日本で保護された外国人人身取引被害者の母国への帰国・社会復帰支援事業を、国際移住機関（IOM）への拠出を通じて行うとともに、UNODCが実施する東南アジア諸国向けのプロジェクトに拠出し、法執行当局に対する研修などを実施した。

カ 不正薬物対策

3月に開かれた第60会期国連麻薬委員会（CND）で、日本は、2009年に策定された世界的な薬物問題に関する政治宣言及び行動計画の達成目標年である2019年に閣僚級ハイレベル会合を開催することを支持した。また、2016年4月の国連麻薬総会（UNGASS）のフォローアップとして薬物の需要削減や供給削減に向けた取組を紹介した。国際協力分野では、UNODCと協力して、アジア太平洋地域における覚醒剤や危険ドラッグなどの合成薬物の調査・分析、空港や港湾での取締当局の貨物検査能力の向上支援を行い、国境を越えて拡散する不正薬物対策に取り組んでいる。また、世界最大の違法ケシ栽培地であるアフガニスタン

に対しては、国境管理の強化や代替作物開発の促進及び周辺国と合同の麻薬取締官の能力強化のために、UNODCに対して500万米ドルを拠出し、当該地域諸国の取組を積極的に支援している。

(4) 海洋

日本は、海上貿易と海洋資源の開発を通じ経済発展を遂げ、「自由で開かれ安定した海洋」を追求してきた海洋国家である。日本にとって、航行・上空飛行の自由や海洋資源の開発等の経済的存立の基盤となる海洋権益は、平和と安全を確保する上で重要である。こうした海洋権益を長期的かつ安定的に確保するため、海洋秩序の維持及び海上交通の安全確保は不可欠である。

さらに、力ではなく、法とルールが支配する海洋秩序に支えられた「自由で開かれ安定した海洋」は、日本だけではなく国際社会全体の平和と繁栄に不可欠であり、これを維持・発展させていくために、日本は、「自由で開かれたインド太平洋戦略」を提唱し、海洋秩序の維持・強化及び海上交通の安全確保に積極的に貢献している。

しかし、近年、資源の確保や安全保障の観点から各国の利害が衝突する事例が増えている。特に、アジアの海では、国家間の摩擦から緊張が高まる事例が増えており、国際社会も重大な関心を持って注視している。このような中、2014年5月の第13回アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）（シンガポール）で安倍総理大臣が提唱した「海における法の支配の三原則」（3-1-6（2）参照）を徹底していく必要があるとの認識の下、2017年5月にはG7タオルミーナ・サミット（イタリア）で、国際法の諸原則に基づく、ルールを基礎とした海洋秩序の維持等、海洋安全保障面における国際社会への強いメッセージを含む首脳コミニケが発出された。また、11月にローマで開催された「第3回海洋安全保障に関するG7ハイレベル会合」では、インド太平洋地域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化等を

含む海洋安全保障に関する日本の取組について発信した。さらに、G7以外でもASEAN地域フォーラム（ARF）海上安全保障会期間会合やASEAN海洋フォーラム拡大大会（EAMF）を含む東アジア首脳会議（EAS）関連会合等の場を活用し、「自由で開かれ安定した海洋」の重要性や海洋安全保障に関する日本の考え方及び取組について積極的に発信している。

また、日本は、外務省（ODA）、防衛省・自衛隊及び海上保安庁による能力構築支援、装備・技術協力、海洋状況把握（MDA）等の様々な支援を組み合わせ、主にアジア及びアフリカの沿岸国に対して、巡視船の供与、技術協力、人材育成等を通じた海上法執行能力の向上に向けた切れ目のない支援を行っており、海における法の支配の確立・促進に貢献してきている。

ア 海洋の秩序

（ア）国連海洋法条約と日本の取組

海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約：UNCLOS）は、「海の憲法」とも呼ばれ、法の支配に基づく海洋秩序の根幹を成す条約である。同条約は、公海での航行・上空飛行の自由を始めとする海洋の利用に関する諸原則や海洋の資源の開発やその規制などに関する国際法上の権利義務関係を包括的に規定している。さらに、同条約に基づき、国際海洋法裁判所（ITLOS）、大陸棚限界委員会（CLCS）及び国際海底機構（ISA）という国際機関が設立された。同条約は、日本を含む167の国（日本が承認していないものも含む。）及びEUが締結している。主要な海洋国家である日本にとって、同条約が根幹を成す海洋秩序は、日本の海洋権益を確保し、海洋に係る活動を円滑に行うための礎となるものである。このため、日本は、同条約の更なる普遍化と適切な実施の確保のために、締約国会議などでの議論や関連国際機関の活動に積極的に貢献している。さらに、国内外の著名な国際法学者を招いて、海洋法に関する国際シンポジウムを開催するなど、国連海洋法条約の下での海洋秩序の構築、維持及び強化に尽力している（3-1-6参照）。

（イ）海洋秩序に対する挑戦と日本及び国際社会の対応（1-1（2）、2-1-2（1）及び2-1-6参照）

a 東シナ海をめぐる情勢

東シナ海では、尖閣諸島周辺海域における中国公船による領海侵入事案が2017年も続いており、また中国軍艦艇・航空機による活発な活動も確認されている。加えて、排他的経済水域及び大陸棚の境界画定がいまだ行われていない海域では、中国による一方的な資源開発が継続している。さらに、近年、東シナ海を始めとする日本周辺海域において日本の同意を得ない調査活動や同意内容と異なる調査活動が多数確認されている。このように東シナ海における中国の一方的な現状変更の試みが継続していることを踏まえ、日本としては日本の周辺海空域における動向を十分注視しながら、主張すべきは主張しつつ、引き続き、毅然かつ冷静に対応していくと同時に、東シナ海の平和と安定のため、米国を始めとする関係国との連携を進めていく。

b 南シナ海をめぐる問題

南シナ海では、中国による大規模かつ急速な拠点構築及びその軍事目的での利用等、現状を変更し緊張を高める一方的な行動、さらにはその既成事実化の試みが一段と進められており、日本を含む多くの国から懸念が表明されている。日本は、これまで一貫して南シナ海における法の支配の貫徹を支持してきており、南シナ海をめぐる問題の全ての当事者が、国際法に基づく紛争の平和的解決に向け努力することの重要性を強調してきている。また、南シナ海問題に関する中国とASEANとの間の対話について、日本は、そのような前向きな取組による緊張の緩和を非軍事化につなげるべきとの立場である。

フィリピン政府が開始した南シナ海をめぐる同国と中国との間の紛争に関する国連海洋法条約に基づく仲裁手続については、2016年7月12日に、仲裁裁判所から最終的な仲裁判断が示された。日本は、同日外務大臣談話を発出し、国連海洋法条約の規定に基づき、仲裁判断



尖閣諸島魚釣島（写真提供：内閣官房領土・主権対策企画調整室）



い集する漁船の状況（2016年8月6日撮影 写真提供：海上保安庁）

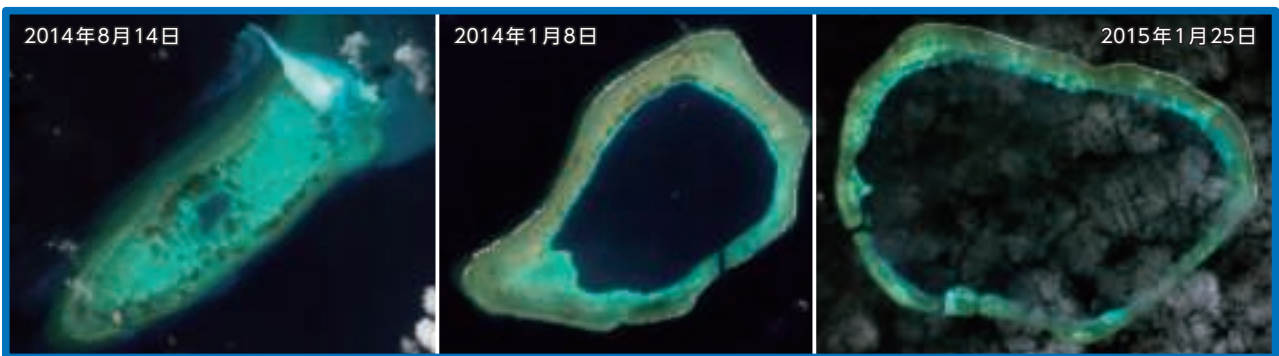


中国公船と漁船の状況（2016年8月6日撮影 写真提供：海上保安庁）

ファイアリークロス礁

スビ礁

ミスチーフ礁



出典： <http://amti.csis.org/> ほか

は最終的であり紛争当事国を法的に拘束するので、当事国は今回の仲裁判断に従う必要があり、今後、南シナ海での紛争の平和的解決につながっていくことを強く期待するとの立場を表明した。

南シナ海をめぐる問題は、資源やエネルギーの多くを海上輸送に依存し、航行・上空飛行の自由及びシーレーンの安全確保を重視する日本にとっても、重要な関心事項である。「自由で開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け、国際社会の連携が重要である。この観点から、日本は、米国の「航行の自由」作戦を支持する立場を採っている。

1 海上交通の安全確保

日本は、アジアやアフリカでの海賊対策などの取組や各国との緊密な連携・協力を通じて、航行・上空飛行の自由や海上交通の安全確保に積極的に貢献している。

(ア) ソマリア沖・アデン湾における海賊対策

a 海賊・武装強盗事案の現状

国際商業会議所（ICC）国際海事局（IMB）の発表によれば、ソマリア沖・アデン湾での海賊・武装強盗事案（以下「海賊等事案」）の発生件数は、ピーク時の2011年（237件）以降減少傾向にあり、2015年には0件、2016年には2件、2017年には9件と低い水準で推移している。引き続き各国海軍などによる海上取締活動、各国商船による自衛措置の実施などの取組が行われているが、ソマリア沖海賊を生み出す根本的原因はいまだ解決しておらず、ソマリア沖海賊は依然として海賊行為を行う意図と能力を維持しており、予断を許さない状況である。

b 海賊対処行動の延長と護衛実績

日本は、2009年から一度も中断することなくソマリア沖・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦（海上保安官が同乗）やP-3C哨戒機を派遣し、海賊対処行動を実施している。2017年11月2日、日本政府は、海賊対処法に基づく海賊対処行動を更に1年間継続することを閣議決定した。

派遣された護衛艦は、2017年1月から12月まで43回の護衛活動で72隻の商船を護衛し、P-3C哨戒機は、243回の任務飛行を行い、警戒監視や情報収集、他国艦艇への情報提供を行った。

c 海賊対策における国際協力の推進

日本は、ソマリア沖海賊を生み出す根本的原因の解決に向けて、ソマリアや周辺国の海上保安能力の向上やソマリアの安定に向けた支援といった多層的な取組を行っている。日本は、国際海事機関（IMO）の設置した基金に1,460万米ドルを拠出し、イエメン、ケニアやタンザニアへの情報共有センターの設置や、ジブチにおいて、地域における能力構築のための訓練センター（DRTC）の建設を支援した。また、国連開発計画（UNDP）が管理する国際信託基金に450万米ドルを拠出し、ソマリアや周辺国の法廷などの整備や法曹関係者の訓練・研修のほか、セーシェル等のソマリア周辺国で有罪判決を受けた海賊のソマリアへの移送などを支援している。そのほか、国際協力機構（JICA）の技術協力で能力拡充を支援してきているジブチ沿岸警備隊に対し、2015年12月、巡視艇2隻を供与した。2017年10月には、DRTCにおいて、日仏共催で海洋安全保障に関するセミナーを開催した。また、ソマリアの安定に向けて、日本は、2007年以降、基礎サービス改善支援、警察支援等による治安向上への支援、職業訓練及び雇用創出等による国内経済活性化の支援のため、総額4億5,630万米ドルを拠出している。

(イ) アジアにおける海賊対策

日本は、アジアの海賊等事案対策における地域協力の促進のため、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の策定を主導し、同協定は2006年に発効した。各締約国は、同協定に基づきシンガポールに設置された情報共有センター（ReCAAP-ISC）を通じ、マラッカ・シンガポール海峡等における海賊等事案に関する情報共有及び協力を実施しており、日本は人的貢献（事務局長や事務局長補の派遣）及び財政

的貢献により ReCAAP-ISC の活動を支援してきている。また、9月30日から10月7日にかけて、ReCAAP-ISC の協力の下、ASEAN10 か国を対象とした「海賊等対策に係る海上法執行能力向上研修プログラム」を東京、神奈川及び広島において開催した。加えて、沿岸国の海上法執行能力向上支援、監視能力向上支援といった日本のアジアにおける海賊対策のための取組は、国際的にも高く評価されている。

IMB の発表によれば、東南アジア海域における海賊等事案の発生件数は、2017 年は 76 件となっている。近年、東南アジアのスルー海及びセレベス海において船員誘拐事案が発生し、同海域を航行する船舶の脅威となっている。こうした状況にかんがみ、11 月の東アジア首脳会議（EAS）では、「テロに屈しない強靱なアジア」に向けて、現下の状況を踏まえ、フィリピン南部、スルー海及びセレベス海の治安改善のため包括的なアプローチによって 2 年間で 150 億円規模の支援を着実に実施することを表明した。日本は、このような支援表明に基づき、今後も海上保安能力の構築支援を引き続き積極的に行っていく。

(5) サイバー

サイバー空間が人々の経済社会の活動基盤として欠かせないものとなる一方で、サイバー攻撃の規模や影響は年々拡大している。特に近年、分散型サービス拒否攻撃（DDoS 攻撃）の規模がこれまでにない大きさとなっているほか、重要インフラが攻撃の対象となるなど、サイバー攻撃の脅威は深刻さを増している。

日本も例外ではなく、2015 年に日本年金機構がサイバー攻撃を受け、約 125 万件に上る個人情報盗取されるなど、サイバー攻撃の脅威にさらされている。また、2017 年 5 月には、日本を含む約 150 か国・地域に対して、身代金要求型の不正プログラム「WannaCry」による大規模なサイバー攻撃が行われた。日本は、2020 年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えており、サイバーセキュリティは喫緊の課題である。

サイバー攻撃は、匿名性が高く、攻撃側が有利であり、地理的な制約を受けることが少なく容易に国境を越えるという特性がある。そのため、サイバーセキュリティは、一国のみで対応することが困難な国際社会共通の課題であり、国際社会との連携や協力が不可欠である。

こうした状況を背景に、日本は、2015 年 9 月に閣議決定された「サイバーセキュリティ戦略」に基づき、国際的なルール作り、各国との協力・信頼醸成措置の促進、サイバー犯罪対策、能力構築支援等の取組を進めている。

国際的なルール作りについて、日本は、サイバー空間を利用した行為に対しても従来の国際法が適用されるとの立場から、国連でのサイバーに関する政府専門家会合（GGE）等への参加を通じ、国際社会における議論に積極的に取り組んでいる。

各国との協力・信頼醸成措置の促進については、これまで米国を始め、英国、フランス、オーストラリア、イスラエル、エストニア、インド、ロシア、日中韓、EU、ASEAN 等との間で協議・対話を実施してきた。また、8 月には、ASEAN 地域フォーラム（ARF）閣僚級会合（フィリピン・マニラ）において、マレーシア及びシンガポールと共にサイバーセキュリティに関する会期間会合の立ち上げを提案し、承認された。こうした協議等を通じて、サイバー分野における政策及び取組について情報交換し、相互理解を深め、協力強化や信頼醸成措置の促進に努めている。さらに、11 月のサイバー空間に関するニューデリー会議（インド）に堀井学外務大臣政務官が出席し、日本のサイバー外交についてスピーチを行った。

サイバー犯罪対策については、サイバー空間の利用に関する唯一の多数国間条約である「サイバー犯罪条約」（ブダペスト条約）のアジア地域初の締約国として、サイバー犯罪条約関連会合等に積極的に参加するとともに、特にアジア地域での条約締約国の拡大に努めている。

サイバー空間の性質上、一部の国や地域における対処能力の不足が世界全体にとってのリスク要因となることから、開発途上国等への能力

構築支援は日本の安全を確保する上でも重要である。日本は、ASEAN諸国を中心にCSIRT⁷や関係行政機関の能力強化等の支援を行っている。2016年10月に策定した政府横断的な「サイバーセキュリティ分野での開発途上国に対する能力構築支援（基本方針）」に基づき、今後オールジャパンで戦略的かつ効率的な支援の取組を進めていく。

(6) 宇宙

近年、宇宙利用の多様化及び活動国の増加に伴って宇宙空間の混雑化が進むとともに、衛星破壊（ASAT）実験や人工衛星同士の衝突等による宇宙ゴミ（スペースデブリ）の増加の問題が発生し、持続的かつ安定的な宇宙利用に関するリスクが増大している。

そのような状況に対応するため、日本は宇宙空間での一層の法の支配の確立を目指し、国際的な規範作りに関する議論に積極的に参画するとともに、各国との間で宇宙に関する対話・協議を促進し、宇宙空間における安全の確保に向けた取組に貢献している。

また、国際的に宇宙空間の利活用に関する新技術の開発やサービスの普及が進展する中で、国際宇宙ステーション（ISS）を始めとする宇宙科学・探査、日本の宇宙産業の海外展開、宇宙技術を活用した地球規模課題の解決、開発途上国の宇宙分野での能力向上支援等にも積極的に取り組んでいる。

ア 宇宙空間における法の支配の確立

宇宙空間をめぐる環境の変化を踏まえ、国際社会では、宇宙空間での新たなルールの必要性が様々な形で活発に議論されており、日本としても宇宙空間での法の支配を確立するため、こうした議論に積極的に関与し、貢献してきている。特にASAT実験のようなスペースデブリを発生させる行為を規制するとともに、各国の宇宙活動に関する情報共有を促進する透明性・信頼醸成措置（TCBM）に関するルールを整

備することが重要である。そのような観点から、日本はEUが主導する「宇宙活動に関する国際行動規範（ICOC）」の策定に関する議論や国連宇宙空間平和利用委員会（UNCOPUOS）における「宇宙活動の長期的持続可能性に関するガイドライン」の作成を始めとする宇宙空間の平和利用に関する議論に積極的に貢献している。なお、UNCOPUOSの傘下にある科学技術小委員会では、1月から、日本人初の女性宇宙飛行士である向井千秋氏が議長を務めた。

イ 各国との宇宙対話・協議の実施

国際社会における宇宙に関する関心の高まりを反映し、幅広い分野における情報共有や国際協力を目的とした様々な二国間・多国間の宇宙対話・協議等が増加している。日本としても、宇宙主要国やアジア太平洋地域を中心に、安全保障や科学・産業分野での対話を推進している。

3月には、第2回日仏包括的宇宙対話（東京）を開催し、安全保障及び民生の両分野において、情報交換及び協力可能性等に関する議論を実施するとともに、対話の成果文書として「日本国の権限のある当局とフランス共和国首相府国防国家安全保障事務総局との間の包括的宇宙パートナーシップ意図表明文書」及び「日本国の権限のある当局とフランス共和国国防大臣との間の宇宙状況把握に係る情報共有に関する技術取決め」に署名した。そのほか、5月には宇宙に関する包括的日米対話第4回会合、第11回日米衛星測位システム全体会合及び第7回日米宇宙政策協議（民生・商業利用）（米国・ワシントンDC）を、10月には第3回日EU宇宙政策対話（東京）を実施した。また、多国間会合として、12月には衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）第12回会合をホスト国として京都で開催した。

⁷ コンピュータセキュリティインシデントに対処するための組織の総称。コンピュータセキュリティインシデントによる被害の最小化を図るため、インシデント関連情報、脆弱性情報、攻撃の予兆情報等を収集・分析し、解決策や対応方針の策定、インシデント対応等を行う。

宇宙科学・探査、日本の宇宙産業の海外展開及び地球規模課題解決に向けた支援

平和目的の宇宙空間の探査及び利用の進歩は、全人類の共同の利益であり、外交的にも重要な意義を持つものである。中でもISSは、15か国が参加する壮大なプロジェクトであり、宇宙に関する国際協力の象徴とも言える。12月からは、金井宣茂宇宙飛行士が第54次／第55次長期滞在クルーとして、約6か月間のISS滞在を開始した。また、「きぼう」日本実験棟は、超小型衛星の放出機能を有しており、宇宙分野における能力構築支援を目的として、数多くの新興国・開発途上国の衛星の放出にも利用されている。

また、国際的に増大する人工衛星や打ち上げサービス等の需要を獲得することは、日本の宇宙産業にとって重要な課題となっており、トップセールスや在外公館の活用等を通じ、日本の宇宙産業の海外展開に取り組んでいる。さらには、宇宙技術を活用した開発協力の実施により、気候変動、防災、森林保全、資源・エネルギーなどの地球規模課題への取組に貢献するとともに、開発途上国の宇宙分野での能力構築支援に取り組んでいる。例えば、インドネシアについては、3月に宇宙協力及び衛星データを活用した海洋協力に関する文書にそれぞれ署名し、11月から具体的な事業化に向けた調査を開始した。また、タイについては、衛星測位技術を活用した電子基準点網の整備協力に関する文書に署名するとともに、建機・農機の自動運転等の衛星測位サービスの実証試験をタイで行った。

4 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用⁸

(1) 核軍縮

日本は、唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向け、国際社会の取組をリードしていく責務がある。

近年、北朝鮮の核・ミサイル開発を始めとす

る国際的な安全保障環境が悪化する中、核軍縮の進め方をめぐっては、核兵器国と非核兵器国の間でのみならず、核兵器の脅威にさらされている非核兵器国とそうでない非核兵器国の間でも立場の違いが顕在化している。このような厳しい状況の下、現実的に核軍縮を進めていくためには、非核兵器国のみならず、核兵器国の協力を得ながら、現実的かつ実践的な取組を粘り強く進めていく必要がある。

核軍縮における国際的な動向として、2017年に国連において核兵器禁止条約の交渉が行われ、7月7日に同条約が賛成多数で採択された（賛成122、反対1、棄権1）。同条約交渉には、核兵器国やNATO諸国等の同盟国等は参加せず、日本も交渉冒頭に参加して日本の立場を述べて以降、参加しなかった（特集「核兵器禁止条約と日本政府の考え」157ページ参照）。

日本は、「核兵器のない世界」の実現のため、後述する「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」の開催や国連総会への核兵器廃絶決議の提出、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）の枠組みを通じ、核兵器国と非核兵器国の橋渡しの役割を果たし、核兵器不拡散条約（NPT）や包括的核実験禁止条約（CTBT）、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）といった核兵器国も参加する現実的かつ実践的な取組を積み重ねていくことで、核軍縮に粘り強く取り組んでいく考えである。

ア 核兵器不拡散条約（NPT）

日本は、国際的な軍縮・不拡散体制の礎石であるNPTの維持・強化を重視している。条約の目的の実現及び規定の遵守を確保するために5年に1度開催される運用検討会議では、1970年の条約発効以来、その時々国際情勢を反映した様々な議論が行われてきたが、2015年に開催されたNPT運用検討会議では、中東非大量破壊兵器地帯等の問題をめぐって議論が収斂せず、合意文書案を採択することなく終了した。こうした状況の中で、条約発効50周年と

⁸ より詳細な日本の核軍縮・不拡散分野の政策については2016年発行の「日本の軍縮・不拡散外交（第7版）」を参照

なる2020年NPT運用検討会議に向けた取組の重要性が高まっている。

5月にウィーンにおいて開催された2020年NPT運用検討会議第1回準備委員会には、岸田外務大臣が出席し、核兵器国と非核兵器国の信頼関係の再構築の必要性を訴えるとともに、透明性、安全保障環境、被爆の実相の認識の「3つの向上」を提案し、日本の核廃絶に向けた道筋を表明した。

イ 核軍縮の実質的な進展のための賢人会議

5月、日本は、2020年NPT運用検討会議第1回準備委員会において「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」の設立を表明した。同会議は、座長を含む日本人有識者6人のほか、核兵器国、中道国、核兵器禁止条約推進国の外国人有識者10人の合計16人から構成され、11月に、広島で第1回会合を開催した。今後、2018年春の第2回会合を経て、核軍縮の進展に向けた具体的な提言を得て、その提言を同年4月の2020年NPT運用検討会議第2回準備委員会へインプットする考えである。

ウ 軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI)

2010年に日本とオーストラリアが主導して立ち上げた地域横断的な非核兵器国のグループであるNPDIは、メンバー国の外相自身による関与の下、現実的かつ実践的な提案を通じ、核兵器国と非核兵器国の橋渡しの役割を果たし、軍縮・不拡散分野での国際社会の取組を主導している。



第9回軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) 外相会合 (9月21日、米国・ニューヨーク (ドイツ国連代表部))

2017年5月のNPT運用検討会議第1回準備委員会には、透明性に関する作業文書など合計6本の作業文書を提出し、具体的に議論に貢献した。また、9月には、河野外務大臣が、ニューヨークで第9回NPDI外相会合をドイツと共催した。NPDIとしての2020年NPT運用検討会議に向けた連携・協力を確認するとともに、北朝鮮の核実験・ミサイル発射等を強く非難する声明を発出した。

エ 国連を通じた取組

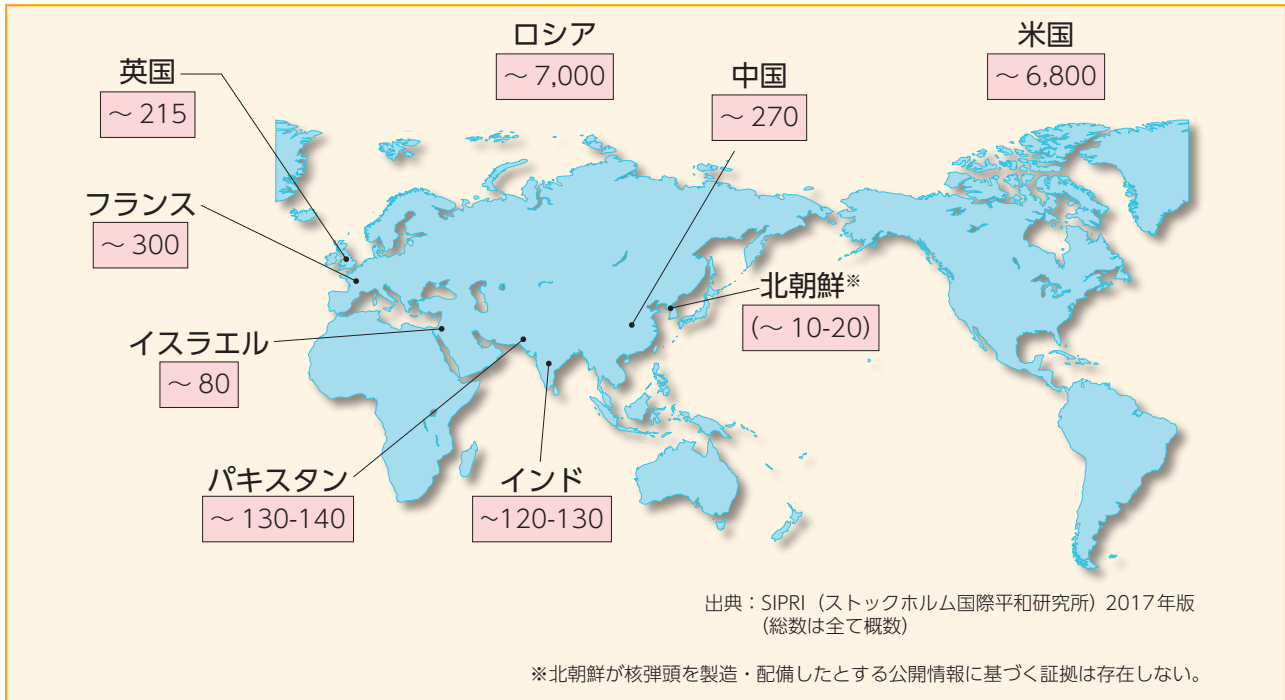
(ア) 核兵器廃絶決議

日本は、1994年以降毎年、その時々核軍縮に関する課題を織り込みながら、全面的な核廃絶に向けた具体的かつ実践的な措置を盛り込んだ核兵器廃絶決議案を国連総会に提出してきている。2017年度の同決議案は、核軍縮を実質的に前進させるべく、全ての国々の信頼関係を再構築し、立場の異なる国の橋渡しを行い、国際社会が一致して取り組むための共通の基盤を提供することを目指した。その結果、同決議案は、12月の国連総会において、合計156か国の幅広い支持を得て採択された。核兵器国である米国及び前年の同決議を棄権した英国が共同提案国となり、フランスも賛成した。また、核兵器禁止条約に賛成した122か国中、95か国が賛成するなど幅広い国々の支持を得た。国連総会には、日本の核兵器廃絶決議案に加えて、ほかにも核軍縮を包括的に扱う決議案が提出されているが、日本の決議案はそれらの決議案と比較して最も賛成国数が多く、また、20年以上にわたって国際社会の立場の異なる国々から幅広く支持され続けてきている。

(イ) 国連軍縮会議

国連軍縮会議は、国連が主催し、地方自治体及び外務省が協力する形で1989年からほぼ毎年日本で開催されてきており、2017年は、11月に第27回国連軍縮会議が広島で開催された。同会議には、中満泉国連軍縮担当上級代表等の国連関係者に加え、各国の政府高官、有識者、非政府組織 (NGO) 関係者、メディア関係者

▶ 世界の核弾頭数の状況（2017年）：総数



等、2国際機関及び12か国から60人が出席した。外務省を代表して岡本外務大臣政務官が開会セッションでスピーチを行い、本会議開催当日未明に北朝鮮が弾道ミサイルを発射するなど、現下の厳しい安全保障環境を踏まえつつ、核軍縮・不拡散に関する日本の取組と考え方について述べた。同会議では、被爆地である広島と長崎及び市民社会から「核兵器のない世界」の実現に向けた思いが発信されたほか、被爆の実相の次世代への継承のための軍縮・不拡散教育、核兵器禁止条約の採択を受けた核軍縮・不拡散の現状と今後の展望等のテーマが議論された。

オ 包括的核実験禁止条約（CTBT）

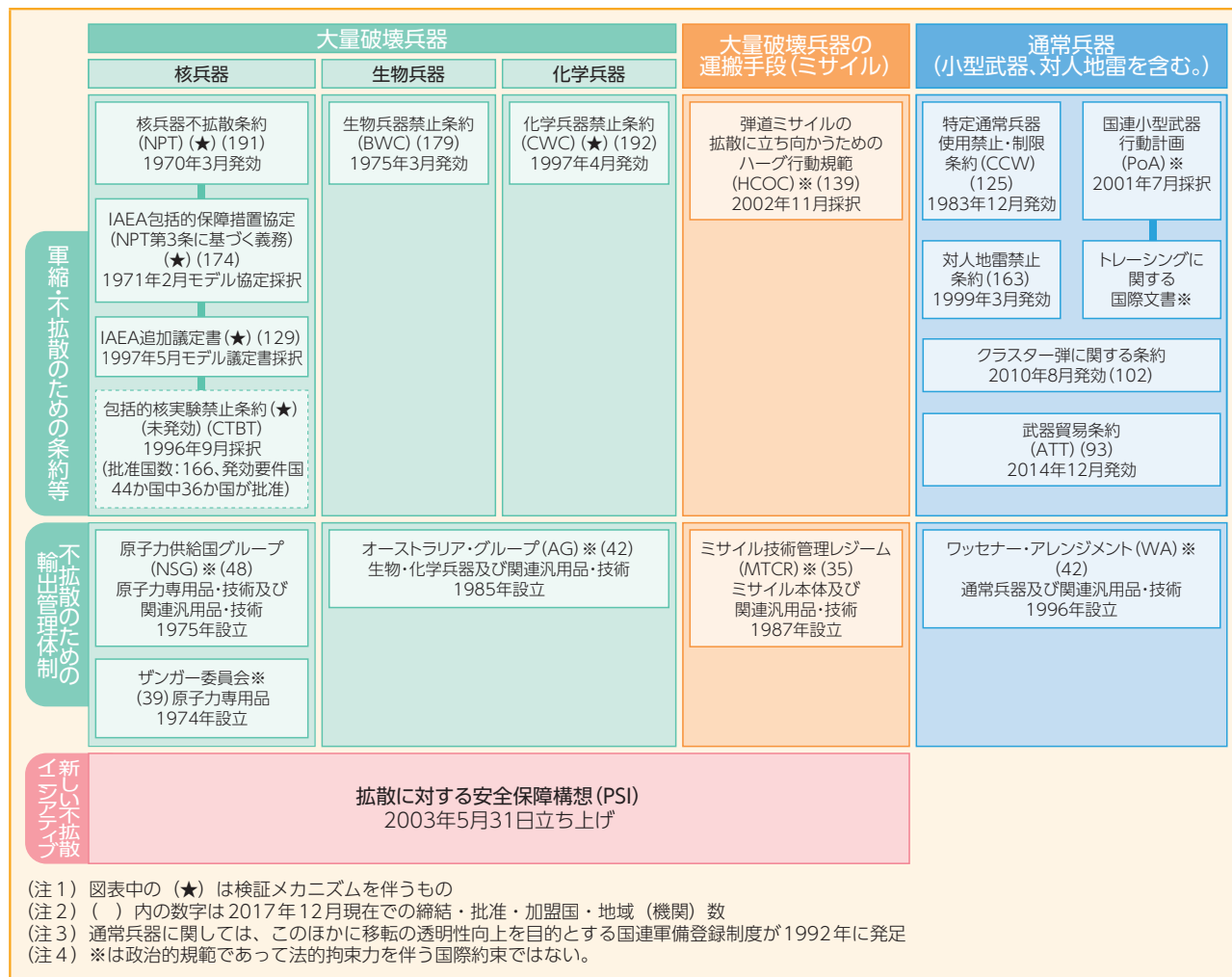
日本は、核兵器国と非核兵器国の双方が参加する現実的かつ実践的な核軍縮措置としてCTBTの早期発効を重視している。日本は、2015年9月から2017年9月までの2年間、カザフスタンと共に発効促進共同調整国として条約の早期発効に向けた取組を主導してきた。2017年3月には、核実験の国際監視制度（IMS）の検知能力強化のために包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）へ約2億9,000万円の任意拠出を行った。また、7月には、東京で、



第10回包括的核実験禁止条約（CTBT）発効促進会議（9月20日、米国・ニューヨーク（国連本部））

アジア・太平洋地域におけるCTBTの発効促進に関する地域会合を開催した。8月には、長崎で、河野外務大臣がゼルボCTBTO事務局長と会談を行い、CTBT早期発効に向け引き続き緊密に協力していくことを確認した。さらに、9月には、河野外務大臣がニューヨークで開催された第10回CTBT発効促進会議に出席し、北朝鮮による核実験について国際的な軍縮・不拡散体制に対する重大な挑戦であると非難するとともに、前共同調整国としてCTBT発効促進に向けた国際社会の努力を引き続き主導していく決意を述べた。

▶ 大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器（関連物質などを含む。）の軍縮・不拡散体制の概要



力 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT: カットオフ条約)⁹

FMCTは、核兵器用の核分裂性物質（高濃縮ウラン、プルトニウム等）の生産そのものを禁止することにより、新たな核兵器国の出現を防ぐとともに、核兵器国による核兵器の生産を制限するものであることから、軍縮・不拡散双方の観点から大きな意義を有する。しかしながら、長年にわたりジュネーブ軍縮会議（CD）において交渉開始の合意に至っていない。こうした状況を受け、2016年12月には、第71回国連総会でFMCTハイレベル専門家準備グループの設置が決定され、2017年及び2018

年に条約の実質的な要素についての勧告を検討・作成することとなった。2017年8月には、ジュネーブにおいて、同グループの第1回会合が開催され、日本からも専門家を派遣した。今後、同会合での議論を踏まえ、2018年に開催される第2回会合で報告書を作成し、同年の第73回国連総会に提出することとなっている。

千 軍縮・不拡散教育

日本は、唯一の戦争被爆国として、軍縮・不拡散に関する教育を重視している。具体的には、被爆証言の多言語化、国連軍縮フェローシップ・プログラム¹⁰を通じた各国若手外交官

⁹ 核兵器その他の核爆発装置製造のための原料となる核分裂性物質（高濃縮ウラン及びプルトニウムなど）の生産を禁止することにより、核兵器の数量増加を止めることを目的とする条約構想

¹⁰ 1983年以来、軍縮専門家を育成するために国連が実施。同プログラムの参加者を広島・長崎に招待しており、各資料館の視察のほか、被爆者による被爆体験講話等を通じ、被爆の実相への理解促進に取り組んでいる。

特集

核兵器禁止条約と日本政府の考え

1 概要・経緯

核兵器禁止条約は、核兵器の非人道性に関する議論を主導してきたメキシコ、オーストリアといった国や市民社会の取組を踏まえ、国連の下での2回の交渉会議（2017年3月及び同年6月及び7月）を経て、2017年7月7日に賛成多数で採択されました。

同条約は、2017年9月20日に署名のため開放され、今後、50か国の批准後90日で発効することになります。2018年2月28日現在56か国が署名、うち5か国が批准しています。

2017年12月10日には、核兵器禁止条約を推進した国際NGOの核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）にノーベル平和賞が授与されました。河野外務大臣は談話を発出し、これを契機として国際社会の核軍縮・不拡散に向けた認識や機運が高まることは喜ばしく、広島・長崎の被爆者の方々が長年にわたり被爆の実相を世界に伝える活動に取り組まれてきた努力に敬意を表するとともに、核兵器国もはっきり巻き込む形で核軍縮のための現実的かつ実践的な取組を粘り強く進めていく考えを示しました。



核兵器禁止条約交渉会議の様子（7月7日、米国・ニューヨーク 写真提供：毎日新聞社）

2 核兵器禁止条約における禁止の内容

核兵器禁止条約は、第1条において、(a) 核兵器その他の核爆発装置（以下「核兵器」という。）の開発、実験、生産、製造、取得、保有又は貯蔵、(b) 核兵器又はその管理の直接的・間接的な移転、(c) 核兵器又はその管理の直接的・間接的な受領、(d) 核兵器の使用又は使用の威嚇、(e) この条約が禁止する活動に対する援助、奨励又は勧誘、(f) この条約が禁止する活動に対する援助の求め又は受入れ、(g) 自国の領域又は管轄・管理下にある場所への核兵器の配備、設置又は展開の容認等を禁止することについて規定しています。

3 日本政府の考え

日本は唯一の戦争被爆国であり、政府は、核兵器禁止条約が目指す核兵器廃絶という目標を共有しています。一方、北朝鮮の核・ミサイル開発は、日本及び国際社会の平和と安定に対するこれまでにない、重大かつ差し迫った脅威です。北朝鮮のように核兵器の使用をほのめかす相手に対しては通常兵器だけでは抑止を効かせることは困難であるため、日米同盟の下で核兵器を有する米国の抑止力を維持することが必要です。

核軍縮に取り組む上では、この人道と安全保障の二つの観点を考慮することが重要ですが、核兵器禁止条約では、安全保障の観点が踏まえられていません。核兵器を直ちに違法化する条約に参加すれば、米国による核抑止力の正当性を損ない、国民の生命・財産を危険に晒すことを容認することになりかねず、日本の安全保障にとっての問題を惹起します。また、核兵器禁止条約は、現実には核兵器を保有する核兵器国のみならず、日本と同様に核の脅威に晒されている非核兵器国からも支持を得られておらず、核軍縮に取り組む国際社会に分断をもたらしている点も懸念されます。

日本政府としては、国民の生命と財産を守る責任を有する立場から、現実の安全保障上の脅威に適切に対処しながら、地道に、現実的な核軍縮を前進させる道筋を追求することが必要であり、核兵器保有国や核兵器禁止条約支持国を含む国際社会における橋渡し役を果たし、現実的かつ実践的な取組を粘り強く進めていく考えです。

の被爆地研修の実施、在外公館を通じた海外での原爆展の開催支援¹¹、被爆体験証言を実施する被爆者に対する「非核特使」の名称付与等を通じ、被爆の実相を国内外に伝達するべく積極的に取り組んでいる。

被爆者の高齢化が進む中で、広島及び長崎の被爆の実相を世代や国境を越えて語り継いでいくことが重要となっている。こうした観点から、2013年から国内外の若い世代を「ユース非核特使」として委嘱してきている。2017年11月には、ユース非核特使の活動の活性化を図るとともに国内外のユース非核特使経験者のネットワークを強化するため、広島で第3回ユース非核特使フォーラムを開催し、日本及び海外のユース非核特使経験者等が参加した。

また、各種招へい事業を通じた広島・長崎招致にも取り組んでおり、2016年度は2,400人以上が広島及び長崎を訪問した。

(2) 不拡散

ア 大量破壊兵器などの拡散防止の取組

日本は、不拡散体制の強化にも力を入れている。国際原子力機関（IAEA）については、指定理事国¹²としてその活動に人的・財政的貢献を行っており、2009年以降、IAEA事務局長を務めている天野之弥^{ゆきや}氏が2017年の3月IAEA理事会において全会一致で再任（3期目）され、9月総会において承認された（任期は2017年12月から2021年11月末まで）。天野事務局長は、「平和と開発のための原子力

（Atoms for Peace and Development）」を掲げ、保障措置の実施、イランの核問題に関する最終合意である「包括的作業計画（JCPOA）」¹³履行や北朝鮮の核問題への対応に加えて、原子力を利用した開発課題への対処にも力を入れてきた。天野事務局長のリーダーシップによるこれらの取組は、各国から高い評価を得ている。また、日本は、国際的な核不拡散体制の中核的な措置であるIAEAの保障措置について、多くの国が追加議定書（AP）¹⁴を締結するよう、IAEAが主催する地域セミナーへの人的・財政的支援や、様々な協議の場を活用した各国への働きかけを進めている。4月にスーダン及びエチオピアにおいてAPの締結促進のためのナショナル・ワークショップを開催したほか、9月には日本原子力研究開発機構（JAEA）核不拡散・核セキュリティ総合支援センター（ISCN）のホストにより開催されたイランに対する保障措置実施に係るトレーニングコースを実施した。これらは核不拡散基金¹⁵を通じた資金支援を通じて実施したもので、東南アジア及び中東アフリカ地域におけるAP締結促進に貢献している。

日本は、核兵器、生物・化学兵器、ミサイル¹⁶及び通常兵器それぞれについて、兵器やその関連汎用品及び技術の供給能力を持ち適切な輸出管理を支持する国々による協調のための枠組みである輸出管理レジームに参加している。特に、原子力供給国グループ（NSG）については、在ウィーン国際機関日本政府代表部が事務局の役割を果たしている。

11 広島市や長崎市との協力の下、ニューヨーク（米国）、ジュネーブ（スイス）及びウィーン（オーストリア）で常設原爆展が開設されている。また、2017年には、ブダペスト（ハンガリー）及びハノイ（ベトナム）等においても「ヒロシマ・ナガサキ原爆展」が実施された。

12 IAEA理事会で指定される13か国。日本を始めG7などの原子力先進国が指定されている。

13 包括的共同作業計画（JCPOA）

イランの原子力活動に制約をかけつつ、それが平和的であることを確保し、また、これまでに課された制裁を解除していく手順を詳細に明記したもの（イラン側の主な措置）

●濃縮ウラン活動に係る制約

・稼働遠心分離機を5,060機に限定
・ウラン濃縮の上限は3.67%、貯蔵濃縮ウランは300kgに限定等

●アラク重水炉、再処理に係る制約

・アラク重水炉は兵器級プルトニウムを製造しないよう再設計・改修し、使用済燃料は国外へ搬出
・研究目的を含め再処理は行わず、再処理施設も建設しないなど

14 包括的保障措置協定等に追加して、各国がIAEAとの間で締結する議定書。追加議定書の締結により、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲が拡大され、未申告の原子力核物質・原子力活動がないことを確認するためのより強化された権限をIAEAに与えるもの。2017年9月現在、129か国が締結

15 国際的な核不拡散体制の強化を目的として、我が国がIAEAに対して単独で提出している特別拠出金。IAEAとの間の取決めにに基づき2001年に設置

16 弾道ミサイルに関しては、輸出管理体制のほかにも、その開発・配備の自制などを原則とする「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範」（HCOC）があり、139か国が参加している。

また、日本は拡散に対する安全保障構想 (PSI)¹⁷の活動に積極的に参加しているほか、アジア不拡散協議 (ASTOP)¹⁸やアジア輸出管理セミナー¹⁹を開催し、アジア諸国を中心に不拡散体制への理解促進と地域的取組の強化を図っている。さらに、中央アジアなどで大量破壊兵器やその運搬手段の研究開発に関与していた科学者などを国際科学技術センター (ISTC)を通じて平和的な目的の研究に従事させることにより、大量破壊兵器に関する知識・技能の拡散防止と国際的な科学協力にも貢献している。

非国家主体への大量破壊兵器及びその運搬手段 (ミサイル) の拡散防止を目的として2004年に採択された国連安保理決議第1540号²⁰の履行強化のために、日本は約100万米ドルを拠出した。同拠出金は主にアジア諸国の不拡散体制強化に関する取組の支援に活用される。

1 地域の不拡散問題

北朝鮮の核・ミサイル開発は、国際社会の平和と安全に対する重大なかつ差し迫った脅威であり、核兵器不拡散条約 (NPT) を中心とする国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦である。

北朝鮮は、2016年からの2年間で3回の核実験及び40発もの弾道ミサイルを発射した。国連安保理は、2016年3月に決議第2270号を、同年11月に決議第2321号をそれぞれ採択し、2017年も安保理決議第2356号、2371号、2375号及び2397号を採択したが、北朝鮮はその後一連の安保理決議を遵守しておらず、非核化に向けた真剣な意思と具体的な行動を示していない。

2017年8月に発表されたIAEAの事務局長報告では、北朝鮮の核開発の状況について、IAEAが観察した期間を通して、寧辺の5MWe黒鉛減速炉の運転について、水蒸気の排出及び冷却水の流出など運転の兆候を確認したと述べている。また、同報告書では、再処理施設であるとされる施設については運転の兆候は見られなかったものの、燃料加工施設内にあるとされる濃縮施設については使用したと見られる兆候があると述べている。また、報告書内では、北朝鮮の核問題に対応する新たなIAEA内のチームの立ち上げが発表され、関係国間で政治的合意が成され、IAEA理事会による承認と北朝鮮による要請があれば、IAEAは即時に北朝鮮に復帰する準備があると述べられた。

日本としては、引き続き米韓を含む関係国と緊密に連携しつつ、北朝鮮に対し、核・ミサイル計画の放棄に向けた措置を着実に実施するよう強く求めていく。また、各国が国連安保理決議で義務付けられた制裁を厳格かつ全面的に履行するため、アジア地域を中心とした輸出管理能力の構築も進めていく (2-1-1 (1) 参照)。

一方で、イランの核問題については、2015年7月に、EU3 (英仏独及びEU) +3 (米中露) とイランが、「包括的共同作業計画 (JCPOA)」に合意した。JCPOAでは、イランの原子力活動に制約をかけつつ、それが平和的であることを確保した上で、イラン側の措置の実施に伴い、これまでに課された制裁が解除される手順が明記された。また、JCPOAを承認し、IAEAに必要な検証・監視活動を行うよう要請するなどの内容を含む国連安保理決議第2231号が採択された。

¹⁷ 大量破壊兵器などの拡散阻止のため各国が国際法・各国国内法の範囲内で共同して取り得る措置を実施・検討するための取組で、2003年5月に発足。2016年12月現在、105か国がPSIの活動に参加・協力している。日本は、PSI海上阻止訓練を2004年及び2007年の2度主催し、2010年11月に東京においてオペレーション専門家会合 (OEG) を主催したほか、2012年7月には日本で行うものとしては初のPSI航空阻止訓練を主催した。また、他国が主催する訓練及び関連会合にも積極的に参加しており、2013年5月にポーランドで開催されたPSI創設10周年を記念するハイレベル政治会合や、2016年1月に米国で開催された政治会合 (高級事務レベル) に出席するとともに、直近では2017年8月にシンガポールで開催されたOEGや、同年9月に開催されたオーストラリア主催PSI海上阻止訓練「Pacific Protector 17」に参加した。

¹⁸ 日本が主催し、ASEAN10か国、中国、韓国、インド、米国、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド及びフランスが参加して、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う多国間協議。最近では2018年1月に開催された。

¹⁹ 日本が主催し、アジア諸国・地域の輸出管理当局関係者などが参加して、アジア地域における輸出管理強化に向けて意見・情報交換をするセミナー。1993年から毎年東京で開催している。最近では2018年2～3月に開催し、約30か国・地域等が参加した。

²⁰ 2004年4月採択。全ての国に対し、①大量破壊兵器等の開発等を試みるテロリスト等への支援の自制、②テロリスト等による大量破壊兵器等の開発等を禁ずる法律の制定及び③大量破壊兵器等の拡散を防止する国内管理 (防護措置、国境管理、輸出管理等) の実施を義務付けるとともに、国連安保理の下に国連安保理理事国から構成される「1540委員会」(決議第1540号の履行状況の検討と国連安保理への報告が任務) を設置

イランとIAEAは、イランの核問題に関する軍事的側面の可能性²¹について規定された「イランの核計画に関する過去及び現在の未解決の問題の解明のためのロードマップ」に基づいて検証作業を行い、2015年12月にIAEA事務局長による最終評価報告²²が発出された。

さらに、2016年1月には、イランがJCPOAで約束した一部の措置を履行したことがIAEAにより検認された。これにより、国連安保理決議第2231号に基づき、過去の関連する国連安保理決議によって課された制裁の一部が終了した。イランの核活動やミサイルなどに関連する移転活動には引き続き制約が課されている。

日本は、JCPOAを支持し、その履行遵守の継続が重要であるとの立場の下、2015年10月の岸田外務大臣のイラン訪問時に、原子力安全やIAEA保障措置・透明性措置の分野で協力を行っていく意図を表明した。さらに、2016年12月7日の日・イラン外相会談に合わせ、核合意の継続的遵守の支援を目的として、IAEAを通じた原子力安全分野の協力のために55万ユーロ、保障措置分野の協力のために150万ユーロの支援を決定した。また、2017年9月25日から29日まで、イランに対する保障措置実施に係るトレーニングコースを日本で開催した（IAEAが主催、核不拡散・核セキュリティ総合支援センター（JAEA/ISCN）がホストとなった。）。

シリアによるIAEA保障措置の履行については、シリア危機の影響もあって事態は進展していないが、シリアがIAEAに対して完全に協力し、事実関係が解明されるためにも同国が追加議定書を署名・批准し、これを実施することが重要である。

ウ 核セキュリティ

近年、核物質その他の放射性物質を使用したテロ活動を防止するための「核セキュリティ」についても、IAEAや国連、有志国による各種の取組を通じて国際協力が強化されてきている。2016年にワシントンDC（米国）で開催された核セキュリティ・サミットやIAEAの主催により開催された「核セキュリティに関する国際会議」によって高められた気運を維持するために、2017年6月に日本は「核テロ対策国際会議（核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GICNT）全体会合）」を東京で開催した。74か国及び4国際機関から約220人の政府高官らが参加した。日本からは、藪浦外務副大臣が基調講演を行い、日本政府は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、日本とIAEAが核テロ対策において協力することで合意しており、大規模公共行事の核テロ対策を強化していくこと、また、人材育成を中心として国際社会の核セキュリティ強化に貢献していく考えを表明した。

2018年2月には、河野外務大臣及び天野IAEA事務局長の立会いの下、「東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日IAEA間の実施取決め」の署名が行われた。

(3) 原子力の平和的利用

ア 多国間での取組

原子力の平和的利用は、核軍縮・不拡散と並んでNPTの三本柱の一つとされており、核軍縮・不拡散を進める国が平和的目的のために原子力の研究、生産及び利用を発展させることは

²¹ 軍事的側面の可能性（PMD）

2011年11月、IAEAは、イランの核活動に関し、核爆弾開発の兆候について、起爆装置の開発等を含む12項目から成る「軍事的側面の可能性」を事務局長報告として指摘。以降、本件はイランとIAEAとの協議における重要な論点として扱われてきた。

²² イランの核問題の軍事的側面の可能性（PMD）に関するIAEA事務局長の最終評価報告（要旨）

結論として以下の3点について言及

(1) 「イランの核計画に関する過去及び現在の未解決の問題の解明のためのロードマップ」で行うことになっていた活動は、全てスケジュールどおりに終了した。
 (2) IAEAは、2003年末までにイランで、核爆発装置の開発に関連する活動が組織的に行われ、一部の活動については2004年以降も行われたと評価。同時に、IAEAは、これらの活動は実現可能性・科学的研究並びに一定の関連する技術的知見及び能力の獲得以上に進展しなかったと評価。また、2010年以降に核爆発装置の開発に関連する活動が行われたとする信頼性のある根拠を有していない。
 (3) IAEAは、イランの核計画に関する軍事的側面の可能性に関し、核物質の転用についての信頼性のある根拠を何ら発見していない。

「奪い得ない権利」であるとされている。

国際的なエネルギー需要の拡大や地球温暖化問題への対処の必要性などから、原子力発電²³の拡充や新規導入を計画する国は多く、東京電力福島第一原子力発電所（福島第一原発）の事故後も、原子力発電は国際社会における重要なエネルギー源となっている。

一方、原子力発電に利用される核物質、機材及び技術は軍事転用が可能であり、また一国の事故が周辺諸国にも大きな影響を与え得る。したがって、原子力の平和的利用に当たっては、①保障措置、②原子力安全（原子力事故の防止に向けた安全性の確保など）及び③核セキュリティの「3S」²⁴の確保が重要である。また、福島第一原発事故の当事国として、事故の経験と教訓を世界と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは、日本の責務である。この観点から、IAEAと協力し、2013年に福島県に「IAEA緊急時対応能力研修センター（IAEA・RANET・CBC）」を指定しており、2017年には、5月（2回）、7月、8月及び10月に、国内外の関係者を対象として、緊急事態の準備及び対応の分野での能力強化のための研修を実施した。

福島第一原発の廃炉・汚染水対策、除染・環境回復は着実に進展しているが、世界にも前例がない困難な作業の連続であり、世界の技術や叡智^{えいち}を結集して取り組んでいる。IAEAとは事故直後から協力しており、2017年は、海洋モニタリング専門家の受入れ（10月）や除染に関する専門家会合（4月及び11月）を実施した。また、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）は、2014年に福島第一原発事故による放射線のレベル及び影響に関する報告書を公表して以来、福島県において同報告書についての説明を行っている（2017年は10月）。

また、国際社会の正しい理解と支援を得ながら事故対応と復興を進めるためには、適時適切

な情報発信が必要である。この観点から、日本は、福島第一原発の廃炉作業・汚染水対策の進捗、空間線量や海洋中の放射能濃度のモニタリング結果、食品の安全といった事項について、IAEAを通じて包括的な報告を定期的に公表しているほか、外交団に対する説明会の開催や在外公館を通じた情報提供などを行っている。

原子力は、発電のみならず、保健・医療、食糧・農業、環境、工業適用等の分野でも活用されている。これら非発電分野での原子力の平和的利用の促進と開発課題への貢献は、開発途上国がNPT加盟国の大半を占める中で重要性が増してきている。IAEAも、天野事務局長が「平和と開発のための原子力（Atoms for Peace and Development）」を掲げて開発途上国への技術協力を重視している。

日本は、平和的利用イニシアティブ（PUI）等を通じてこれを積極的に支援しており、2015年4月、NPT運用検討会議で、日本はPUIに対し、5年間で総額2,500万米ドルの拠出を行うことを表明した。2017年には、PUIを通じ、開発途上国における感染症対策、自然災害対策等のプロジェクトに対して支援を行った。

イ 二国間原子力協定

二国間原子力協定は、原子力の平和的利用の推進と核不拡散の確保の観点から、原子炉のような原子力関連資機材等を移転するに当たり移転先の国からこれらの平和的利用などに関する法的な保証を取り付けるために締結するものである。

また、日本は、「3S」を重視する観点から、最近の原子力協定では、原子力安全面に関する規定も設けており、原子力安全に関する国際条約の遵守について相互に確認しているほか、同協定下での原子力安全分野の協力を促進することも可能となっている。

福島第一原発の事故後も引き続き諸外国から

²³ IAEAによると、2017年12月現在、原子炉は世界中で448基が稼働中であり、59基が建設中（IAEAホームページ）

²⁴ 核不拡散の代表的な措置であるIAEAの保障措置（Safeguards）、原子力安全（Safety）及び核セキュリティ（Security）の頭文字を取って「3S」と称されている。

コラム

国際原子力機関（IAEA）総会の追加議定書サイドイベントに参加して

日本原子力研究開発機構 核不拡散・核セキュリティ総合支援センター（ISCN）
副センター長 堀 雅人

国際原子力機関（IAEA）の「保障措置」や「追加議定書」を御存じでしょうか。

保障措置は、国際的に原子力の平和的利用が進み、核物質を保有している国が年々増えている中、これらの核物質が核兵器の製造に使われずに、平和利用に限って使われていることを検証するための重要な取組です。

また、湾岸戦争の後、保障措置を受けていたイラクによる秘密裏の核開発が公になったことを受け、IAEAにより多くの権限を与え、保障措置をより信頼性の高いものにするために作られたのが追加議定書です。

私は本年9月、第61回IAEA総会に合わせ、追加議定書の作成から20年が経過したことを受けて日本政府のリーダーシップの下、ウィーンで開催されたイベント「追加議定書20周年とその後」に出席しました。このイベントでは、IAEAや各国から、追加議定書作成の背景や現状についての報告があり、追加議定書の重要性が再認識されました。また、包括的保障措置協定が発効している174か国のうち、2017年5月現在、129か国において追加議定書が発効していますが、発効国を更に増やすための取組、課題についても議論が行われました。



トレーニングの開講挨拶（筆者）



保障措置トレーニング（11月29日）

追加議定書が発効すると、より多くの情報をIAEAに提供し、IAEA査察官によるアクセスを、原則的にいつでも、どこでも受け入れる義務が生じることから、国内法の整備、体制整備が必要となります。私の所属するISCNでは、2011年から、アジア地域を中心に各国の政府機関、原子力施設の関係者を対象に、これまでに28のコースで614人の受講生に対して保障措置、追加議定書に関連するトレーニングやセミナーを提供してきました。追加議定書発効に向けて、各国はリソースの不足、知識の不足、

議会等のサポートの不足等の共通した課題を有しており、これらの課題についてトレーニングを通じて得られた知見として、このイベントで私から報告し、追加議定書の発効促進のための今後の取組の議論に貢献しました。

追加議定書の発効促進のためには、色々な場面での関係国への働きかけ、支援の提供が必要です。10月30日から釜山（韓国）で開催された、アジア・太平洋保障措置ネットワーク（APSN）会合には17の国と機関が参加し、保障措置の課題等について議論し、ベストプラクティスが共有されました。核不拡散強化のためには、こうした努力の継続が必要であり、ISCNとしても引き続き、外務省、文部科学省、IAEA等と協力して、追加議定書の発効促進等の課題に精力的に取り組んでいきたいと思っています。

日本の原子力技術に対する期待が表明されている。相手国の事情や意向を踏まえつつ、日本が世界最高水準の安全性を有する原子力関連資機材・技術を提供していくことも可能である。また、二国間の原子力協力として、福島第一原発事故に関する経験と教訓を相手国と共有し、相手国の原子力安全の向上に協力していくことが求められている。原子力協定の枠組みを設けるかどうかは、核不拡散の観点、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係などを総合的に勘案し、個別具体的に検討してきている。2017年末現在、カナダ、オーストラリア、中国、米国、フランス、英国、欧州原子力共同体（EURATOM）、カザフスタン、韓国、ベトナム、ヨルダン、ロシア、トルコ、アラブ首長国連邦及びインドとの間でそれぞれ原子力協定を締結している。

(4) 生物兵器・化学兵器

ア 生物兵器

生物兵器禁止条約（BWC）²⁵は、生物兵器の開発・生産・保有などを包括的に禁止する唯一の多国間の法的枠組みである。条約遵守の検証手段に関する規定がなく、条約をいかに強化するかが課題となっている。

2006年の第6回運用検討会議以降、履行支援ユニット（事務局機能）の設置や、年2回の会期間会合の開催などが決定され、BWCの実施強化に向けて取組が進んできた。

2016年11月に開催された第8回運用検討会議では、会期間活動に関する交渉が決裂し、締約国会合のみとなったが、2017年締約国会合では、国際協力、科学技術の進展レビュー、国内実施、防護支援及び条約の制度的強化について会合を行うことが合意された。

イ 化学兵器

化学兵器禁止条約（CWC）²⁶は、化学兵器の開発・生産・貯蔵・使用などを包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めている。条約の遵守を検証制度（申告と査察）によって確保しており、大量破壊兵器の軍縮・不拡散に関する国際約束としては画期的な条約である。CWCの実施機関として、ハーグ（オランダ）に化学兵器禁止機関（OPCW）が設置されている。OPCWは、シリアの化学兵器廃棄において、国連と共に重要な役割を果たし、2013年には、「化学兵器のない世界」を目指した広範な努力が評価されノーベル平和賞を受賞した。日本は、シリアの化学兵器廃棄に関するOPCWの活動に対して財政的支援を行った。また、化学産業が発達し、化学工場の数が多い日本は、OPCWの査察を数多く受け入れている。そのほか、加盟国を増やすための施策、条約の実効性を高めるための締約国による条約の国内実施措置の強化など、OPCWに対して具体的な協力を積極的に行っている。

また、日本は、CWCに基づき、中国に遺棄された旧日本軍の化学兵器について、中国と協力しつつ、1日も早い廃棄の完了を目指している。

(5) 通常兵器

ア クラスター弾²⁷

日本は、クラスター弾がもたらす人道上の問題を深刻に受け止め、被害者支援や不発弾処理といった対策を実施するとともに、クラスター弾に関する条約（CCM）²⁸の締約国を拡大する取組を継続している。また、ラオスやレバノンなどのクラスター弾の被害国に対し、不発弾処理や被害者支援事業の協力を行っている²⁹。

²⁵ 1975年3月発効。締約国数は179か国（2017年12月現在）

²⁶ 1997年4月発効。締約国数は192か国（2017年12月現在）

²⁷ 一般的には、多量の子弾を入れた大型の容器が空中で開かれて子弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾及び砲弾のことをいう。不発弾となる確率が高いともいわれ、不慮の爆発によって一般市民を死傷させることなどが問題となっている。

²⁸ クラスター弾の使用・所持・製造などを禁止するとともに、貯蔵クラスター弾の廃棄、汚染地域におけるクラスター弾の除去などを義務付ける条約で、2010年8月に発効した。2017年12月現在の締約国数は、日本を含め102か国・地域

²⁹ クラスター弾対策及び対人地雷対策に関する国際協力の具体的な取組については、開発協力白書を参照

イ 対人地雷

2017年は、対人地雷禁止条約（オタワ条約）³⁰が成立して20周年に当たる。日本はこれまで、対人地雷の実効的な禁止と被害国への地雷対策支援の強化を中心とした包括的な取組を推進してきた。アジア太平洋地域各国へのオタワ条約締結の働きかけに加え、1998年以降、51か国・地域に対して約710億円を超える地雷対策支援（地雷除去、被害者支援等）を実施している。

2017年12月には、オーストリアでオタワ条約第16回締約国会議が開催され、日本からはこれまでの日本のオタワ条約の普遍化や地雷対策支援の取組及び実績を振り返るとともに、対人地雷のない世界を目指し今後とも積極的な役割を果たすとの姿勢を表明した。

ウ 武器貿易条約（ATT）³¹

通常兵器の国際貿易を規制するための国際的な共通基準を確立し、不正な取引等を防止することを目的としたATTは、2014年12月24日に発効した。日本は、条約の検討を開始する国連総会決議の原共同提案国の1か国として、国連における議論及び交渉を主導し、条約の発効後は締約国会議等での議論に積極的に貢献してきた。2018年8月、第4回締約国会議を議長国として日本で開催することとしている。

エ 特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）³²

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用を禁止又は制限するもので、手続事項等を定めた枠組条約及び個別の通常兵器等について規制する5つの附属議定書から構成される。枠組条約は1983年に発効した。日本は、枠組条約及び改正議定書Ⅱを含む議定書ⅠからⅣを締結している。近年のロボットの軍事利用の増加を背景にした国際社会の懸念に対応するため、2017年

11月、自律型致死兵器システム（LAWS）に関する初の政府専門家会合が開催された。

オ 小型武器

事実上の大量破壊兵器とも称される小型武器は、その操作の手軽さゆえに、拡散が続いており、紛争の長期化や激化、治安回復や復興開発の阻害などの問題の一因となっている。日本は、1995年以来、毎年、国連小型武器決議を国連総会へ提出しコンセンサスで採択されてきている。また、世界各地において武器回収、廃棄、研修などの小型武器対策プロジェクトを支援している。

5 国際連合（国連）における取組**(1) 国際連合（国連）****ア 日本と国連との関係**

国連は、世界のほぼ全ての国（2017年12月現在193か国）が加盟する普遍性を備えた国際機関であり、紛争解決や平和構築、テロ対策、軍縮・不拡散、開発、人権、環境・気候変動、防災を含む多種多様な分野において、高度な専門性を持って、国際社会が直面する諸課題に取り組んでいる。

日本は地球規模課題への対応など、国連を通じた協力を更に強化し、一国では実現できない外交目標の達成に向けて一層積極的に取り組んでいる。また、日本はこれまで国連安全保障理事会（国連安保理）の非常任理事国を加盟国中最多の11回務めるなど、国際社会の平和と安全の維持のために、主要な役割を果たしてきている。

9月に開会した第72回国連総会には、安倍総理大臣及び河野外務大臣が出席した。

安倍総理大臣は、5年連続で一般討論演説を行った。保健、女性等のグローバル課題に言及しつつ、北朝鮮の核・ミサイル問題はかつてな

³⁰ 対人地雷の使用・生産などを禁止するとともに、貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去などを義務付ける条約で、1999年3月に発効した。2017年12月現在の締約国数は、日本を含め164か国・地域

³¹ 武器貿易条約（ATT）の2017年12月現在の締約国は94か国・地域。日本は、署名が開放された日に署名を行い、2014年5月、アジア太平洋で最初の締約国となった。

³² 特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）の2017年12月現在の締約国は125か国・地域



国連本部（写真提供：UN Photo/Andrea Brizzi）



国連総会に出席する安倍総理大臣（9月20日、米国・ニューヨーク 写真提供：内閣広報室）

く重大で眼前に差し迫った脅威であることを指摘した。その上で、北朝鮮に全ての核・弾道ミサイル計画を完全な、検証可能な、かつ、不可逆な方法で放棄させなければならず、そのために必要なのは対話ではなく、圧力であるとして国際社会の連携した対応を呼びかけた。また、拉致問題についても被害者の一日も早い帰国のために全力を尽くすことを表明し、北朝鮮問題に焦点を絞った演説を行った。

また、安倍総理大臣は、保健、女性といったグローバル課題に関するハイレベルイベントに出席し、日本の取組をアピールした。

保健分野では、日本が主導したサイドイベント「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）：万人の健康を通じた持続可能な開発目標（SDGs）

の達成」に出席し、「誰一人取り残さない」社会の実現というSDGsの理念を実現する上でUHCの推進は必要不可欠な取組であると述べた。また、UHC達成に向け、開発途上国の国内資金のほか、国際機関やドナー国のみならず民間ビジネスや市民社会のリソースを動員し活用する枠組みが必要と主張した上で、UHC推進への日本の決意を示した。

さらに、安倍総理大臣は、男女平等促進のため男性・男児の関与を呼びかけるUN Womenのキャンペーン、HeForSheの「IMPACT 10×10×10」男女平等報告書発表式に出席し、「女性が輝く社会」の実現に向けた日本の取組と成果を発信するとともに、国際女性会議WAW!（WAW! 2017）を紹介した。

安倍総理大臣は、国連総会出席の機会に、ハイレベルの国連関係者や各国首脳等との会談を精力的に実施し、北朝鮮問題を始めとする意見交換を行った。

グテーレス国連事務総長との会談で、安倍総理大臣は、北朝鮮について、全加盟国による国連安保理決議の完全な履行の重要性を確認するとともに、北朝鮮との意味のある対話のためには、まずは北朝鮮の非核化に向けた真剣な意思と行動が必要であり、一層の圧力により、北朝鮮から対話を求めてくる状況を作り出すことこそが重要であると伝えた。また、拉致問題に対する理解と協力を要請した。さらに、国連改革について、安保理改革なしに国連改革は完結しないと述べるとともに、双方は、国連改革について緊密に協力していくことを確認した。

ライチャーク第72回国連総会議長との会談において、安倍総理大臣は、北朝鮮による弾道ミサイル発射や核実験の実施は、国連安保理決議の明白な違反であり、不拡散体制への深刻な打撃であるとした上で、関連国連安保理決議の完全な履行に向けた加盟国への働きかけについて、ライチャーク国連総会議長とも協力していきたいと述べた。また、拉致問題の解決に向け、理解と支援を求めた。さらに、国連安保理改革に関し、今会期の政府間交渉で文書に基づく交渉が開始されることを強く希望しており、

ライチャーク総会議長のリーダーシップに期待していると伝えた。

また、安倍総理大臣は、アフリカ国連安保理理事国首脳等との会合を主催し、アフリカ側首脳から北朝鮮に関する日本の立場への支持が表明されたほか、安保理改革の重要性が強調された。さらに、安倍総理大臣は、第4回日本・太平洋島嶼^{とうしょ}国首脳会合を主催し、各国から、北朝鮮問題に関する日本の立場への支持が表明されるとともに、2018年5月に予定されている第8回太平洋・島サミット（PALM8）へ向けて協力を進めていくことが確認された。また、安倍総理大臣は、イスラエル、イラン、ヨルダン、フランス、トルコ、クロアチア及び米国との首脳会談並びに日米韓首脳会談を実施したほか、バッハ国際オリンピック委員会（IOC）会長の表敬を受け、二国間関係等の強化にも積極的に取り組んだ。

さらに、安倍総理大臣は、ニューヨーク滞在中、食・観光レセプション及び米国企業のCEOとの懇談会への出席やニューヨーク証券取引所での経済に関するスピーチを通して、日本の経済・財政政策について有識者や企業関係者などに対して直接説明するとともに、日本の魅力を積極的に発信し、日本への投資を呼びかけた。また、安倍総理大臣は、日本人国連職員と懇談を行い、更なる活躍を期待し激励した。

河野外務大臣は、国連安保理改革に関するG4外相会合の議長及び日・ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体（CELAC）拡大トロイカ外相会合の共同議長を務めたほか、軍縮・不拡散イニシアチブ（NPDI）外相会合、「GUAM＋日本」外相会合を始めとする、計14の多国間会合に出席した。また、日米印、日中等の15の外相会談などを行い、国連総会出席の機会を通じて、各国の外相との間で相互の信頼関係を強化した。

2017年は、国連総会以外にもハイレベルの往来の機会が多くあった。

7月には、第72回国連総会議長選出直後のライチャーク・スロバキア外務・欧州問題相が訪日し、安倍総理大臣を表敬するとともに、岸



安倍総理大臣とグテーレス国連事務総長との会談（9月19日、米国・ニューヨーク（代表撮影） 写真提供：内閣広報室）

田外務大臣と北朝鮮問題、安保理改革、SDGs等幅広く意見交換を行った。

12月には、グテーレス国連事務総長が、2017年1月の事務総長就任後初めて訪日した。安倍総理との会談では、北朝鮮問題、国連改革を始めとする国際社会の様々な課題について詳細な意見交換を行い、北朝鮮問題については、朝鮮半島の非核化が地域の平和と安定のために不可欠であることで完全に一致した。また、北朝鮮との間では対話のための対話では意味がなく、非核化に向けた意味のある対話でなければならないとの認識を共有し、一層緊密に連携して対応していくことが確認された。さらに、安倍総理大臣とグテーレス国連事務総長は、日本が世銀、世界保健機関（WHO）等と共催した「UHCフォーラム2017」に出席し、国際社会で一致したUHCの推進に向けたメッセージを発出した。このほか、グテーレス事務総長の日本滞在中に様々な機会を捉え、多国間主義における日本の役割と国連への日本の貢献に対する評価が示された。さらに、12月には、安保理閣僚級会合出席のためにニューヨークを訪問した河野外務大臣が、グテーレス国連事務総長及びライチャーク国連総会議長と会談を行った。

1 国連安全保障理事会（国連安保理）、国連安保理改革

（ア）国連安全保障理事会（国連安保理）

国連安全保障理事会（国連安保理）は、国連の中で、国際の平和と安全の維持に主要な責任を有している。国連安保理決議に基づく国連平和維持活動（PKO）などの活動は多様さを増しており、大量破壊兵器の拡散やテロなどの新たな脅威への対処など、その役割は年々拡大している。

日本は、2016年1月から2017年12月末まで国連加盟国中最多となる11回目の国連安保理非常任理事国を務めるなど、地域情勢や平和構築等に関する国連安保理での議論に積極的に貢献している。特に、今回の任期中は、北朝鮮による3度の核実験（2016年1月、9月及び2017年9月）及び累次の弾道ミサイル発射を受けて採択された6つの国連安保理決議の作成に貢献するなど、北朝鮮の核・ミサイル問題等の解決に向けて尽力してきた。また、日本が国連安保理議長国を務めた12月には、河野外務大臣が議長として「不拡散（北朝鮮）」に関する閣僚級会合を開催したほか、「国際の平和と安全に対する複合的な現代的課題への対処」に関する公開討論を開催するなど、国際の平和と安全の維持に関わる議論に力を発揮してきた（特集「最多11回目の国連安保理非常任理事国（任期を終えた総括）」168ページ参照）。

（イ）国連安保理改革

国連発足後70年以上がたち、国際社会の構図が大きく変化するに伴い、国連の機能が多様化した現在でも、国連安保理の構成は、基本的には変化していない。国際社会では、国連安保理改革を早期に実現し、その正統性、実効性、代表性及び透明性を向上させるべきとの認識が共有されている。

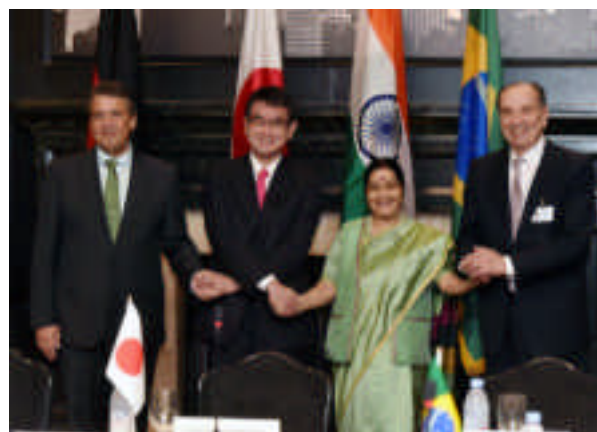
日本は、これまで軍縮・不拡散、平和維持・平和構築、「人間の安全保障」等の分野で国際社会に積極的に貢献してきており、国連を通じて世界の平和と安全の実現により一層積極的な役割を果たすことができるよう、常任・非常任

議席双方の拡大を通じた国連安保理改革の早期実現と日本の常任理事国入りを目指し、各国への働きかけを行っている。

（ウ）国連安保理改革をめぐる最近の動き

国連では、2009年から総会の下で国連安保理改革に関する政府間交渉が行われている。第71回会期の政府間交渉（2016年2月から6月まで月1回開催）において、政府間交渉共同議長（ルーマニア及びチュニジアの国連常駐代表）は国連安保理改革の五つの論点（「拡大のカテゴリー」、「拒否権の問題」、「地域代表性」、「拡大後の安保理議席総数・安保理作業方法」及び「安保理と総会の関係」）について、各国の一致点及び相違点をまとめた文書を作成した。2017年7月には政府間交渉において同文書を第72回会期（2017年9月から2018年9月まで）へ引き継ぐ決定が国連総会でコンセンサスで採択された。

また、10月30日、ライチャーク第72回国



国連安保理改革に関するG4（日本、インド、ドイツ、ブラジル）外相会合（9月20日、米国・ニューヨーク）



国連安保理議場（写真提供：UN Photo／Loey Felipe）

特 集

最多11回目の国連安保理非常任理事国（任期を終えた総括）

日本は国連加盟国中最多となる11回目の国連安保理非常任理事国の任期を2017年末に終えました。非常任理事国であった2年間（2016年1月から2017年12月まで）世界の平和と安定のために、幅広い課題に積極的に取り組んできました。

北朝鮮への対応

日本が国連安保理理事国を務めた2年の間、北朝鮮は3回の核実験に加え、米国東海岸も射程に収める長距離弾道（ICBM）級を含む、40発もの弾道ミサイル発射を強行しました。日本は米国などの関係国と緊密に連携し、国連安保理における国連安保理決議採択に関する議論を主導しました。その結果、日本の任期中に北朝鮮に対する制裁措置を前例のないレベルにまで一層高める強力な国連安保理決議第2397号を含む計6本の決議が採択されました。

また、2017年12月には河野外務大臣が国連安保理議長として「不拡散（北朝鮮）」に関する国連安保理閣僚級会合を主催しました。同会合では、国際社会は核武装した北朝鮮を決して受け入れず、全ての国連加盟国による国連安保理決議の完全履行が不可欠であるとの一致したメッセージを発出しました。

アフリカ・中東を始めとする地域情勢への対応

日本はアフリカ・中東情勢をめぐる国連安保理の活動にも積極的に貢献しました。国連安保理の議題の約6割はアフリカの問題であり、日本は、流動的な地域情勢を客観的かつ正確に見極めるべく努力し、アフリカの紛争予防と中長期的な発展・安定のために、国連安保理を効率的かつタイムリーに活用することに努めました。特に、2016年7月には国連安保理議長国として「アフリカにおける平和構築」に関する公開討論を開催しました。同会合では、多数の参加国が日本のイニシアティブを評価し、アフリカにおける平和構築のために、制度構築、人材育成、信頼構築、法の支配及び科学技術を活用することの重要性を強調する国連安保理議長声明が採択されました。

また、中東情勢に関しても、シリア、イエメン、中東和平、アフガニスタン等の難しい課題に前進を得るべく、シリアの人道状況やアフガニスタンに関する決議案等の作成を主導するなど、積極的に活動に貢献しました。

国連安保理の機能の拡大

近年、国連安保理が伝統的な国家間の紛争や内戦に加え、気候変動、飢饉^{ききん}、感染症等の幅広い問題について会合を開催してきた流れを踏まえ、2017年12月には、「国際の平和と安全に対する複合的な現代的課題への対処」に関する国連安保理公開討論を主催しました。さらに日本は、このような複合的な現代的脅威に対し、国連安保理が国際の平和及び安全の観点から効果的に対処できるような人間の安全保障や平和の持続の考え方にも基づきつつ議論に貢献していきます。

国連安保理の作業方法改善のための取組等

日本は、国連加盟国中最多となる非常任理事国としての経験をいかし、国連安保理の文書手続作業部会の議長として特に、国連安保理入りを控えた非常任理事国が事前に国連安保理の手続に習熟し、より効率的に準備を行えるようにするなど、国連安保理の透明性向上や運営改善といった作業方法の改善に向けた議論を主導してきました。2016年7月には国連安保理議長国として公開討論を開催し、その後の議論を踏まえ、2017年8月、国連安保理作業方法に関する包括的、体系的な議長ノートを改訂しました。



国連安保理閣僚級会合にて議長を務める河野外務大臣
(12月15日、米国・ニューヨーク)

今後も、国際社会の平和と安全の維持に貢献し続けるために、日本の常任理事国入りを含む国連安保理改革が実現するまでの間、可能な限り頻繁に理事国となるべく努めていく考えです。この観点から、非常任理事国としての任期が終わる2017年12月、日本は、2022年国連安保理非常任理事国選挙（任期は2023年から24年まで）への立候補を発表しました。

連総会議長は、ジョージアとアラブ首長国連邦の国連常駐代表を新たな政府間交渉共同議長に任命し、ライチャーク総会議長自身も国連安保理改革プロセスに積極的に関与していくことを書簡で表明した。

加えて、日本は国連安保理改革の推進のために協力するグループであるG4（日本、インド、ドイツ及びブラジル）の一員としての取組の強化も重視している。日本は9月の国連総会ハイレベルウィークに合わせてG4外相会合を主催した。同会合では、第71回会期までに全ての論点に関する議論が尽くされた上で、圧倒的多数の国が交渉のためのテキストを求めていることを踏まえ、第72回会期中の政府間交渉で文書に基づく交渉を開始するために強い決意を持って取り組むことで一致した。

日本は引き続き、改革推進派諸国と緊密に連携し、国連安保理改革の実現に向けたプロセスに前向きに関与していく。

国連行財政

(ア) 国連予算

国連の予算は大きく分けて通常予算（1月から翌年12月までの2か年予算）とPKO予算（7月から翌年6月までの1か年予算）で構成されている。

このうち、通常予算については、2017年12月、国連総会において、2016～2017年2か年最終予算として約57億米ドルが承認され、2018～2019年2か年予算として、約54億米ドルの予算が承認された（2016～2017年度最終予算比で約5.3%減）。また、PKO予算については、6月に、2017～2018年度のPKO予算が承認され、予算総額は約68億米ドル（前年度最終予算比約14%減）となった。

(イ) 日本の貢献³³

国連の活動を支える予算は、各加盟国に支払が義務付けられている分担金と各加盟国が政策的な必要に応じて拠出する任意拠出金から構成

³³ 国連を含む国際機関等に対する日本の財政貢献については、外務省ホームページ「国際機関への拠出金・出資金等に関する報告書」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/sonota.html>参照

コラム

若者の日中韓交流

日本・国連親善大使 公益財団法人日本国際連合協会会長 千玄室

2005年より外務大臣から「日本・国連親善大使」を、それ以前2002年より「公益財団法人日本国際連合協会（日本国連協会）」の会長を民間人として初めてお受け致しております。私は茶人でありますから、文化を通じての民間交流の重要性を考慮しての事でしょう。

陽明学に「天地万物は本吾が、一体の者なり」という言葉があります。自分と万物はもともと一体であるから、他者の痛み苦しみは己の痛み苦しみとする気持ちです。今、日本・中国・韓国の3か国の間では色々な問題がありますが、この様な時こそこの気持ちを持つての民間交流、特に若い方々の交流が重要になってくるのです。個々の民族は個々の文化を持っています。そして文化は誰も侵すことの出来ない尊重すべきものです。どんな相手に対しても同じ様に接することの出来る人格を創るために、教育に裏付けられたしっかりしたバックグラウンドを持った若者達の育成が必要です。そこで当協会では別表のように2010年より「日本・中国・韓国ユースフォーラム（JCKユースフォーラム）」を3か国順番に開催しております。ユースフォーラムの前日には3か国の国連協会会長及び理事の会議も開催し、いかに協調していけるかを毎年話し合っております。

2017年の会長会議では、①持続可能な開発目標、②国連事務総長の優先事項、③平和と開発に関する文化対話及び④平和維持と平和構築の4課題について忌憚ない意見を交わし合い、互いに協力し国連の平和活動に貢献していく事を確認致しました。

翌日から開催されたユースフォーラムでは日本から20人、韓国から20人、開催地の中国から40人の大学生が参加し、全て英語で8月29日より9月3日までまさに寝食を共にし、模擬国連やセッションに分かれての討議をし、時には政治的な話題も出ますが感情に流されずにじっくりと話す機会は貴重な体験であったと思います。既に来年の韓国開催も決定しております。

毎年続いてきた要因は、3か国回り持ちで開催した事、参加する若者が互いを理解しようとしながら若者らしい創造精神に溢れた学生達だったからでしょう。年々日本の参加学生の発言も積極的になってきています。

とかく現代の若者は内向きになっているという事を耳に致しますが、このフォーラムに参加する若者を見ているとまだまだ日本は大丈夫だと心強く思う次第です。



日中韓3か国国連協会会長会議（8月28日、中国・北京）

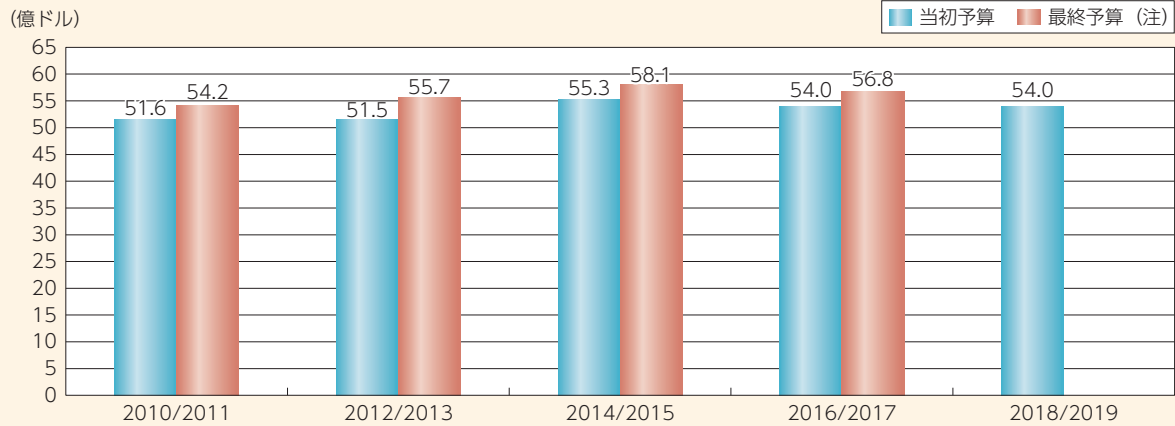


第8回日中韓ユース・フォーラム学生参加者と3か国国連協会会長会議参加者（8月30日、中国・北京外国語大学）

JCKユースフォーラムの開催リスト

回	年	国名	都市	開催会場
第1回	2010年	日本	東京	湘南国際村
第2回	2011年	中国	成都	四川大学
第3回	2012年	韓国	水原	慶熙大学
第4回	2013年	日本	札幌	札幌大学
第5回	2014年	中国	西安	西北工業大学
第6回	2015年	韓国	慶州	イムヘジョンホール
第7回	2016年	日本	福岡	西南学院大学
第8回	2017年	中国	北京	北京外国語大学

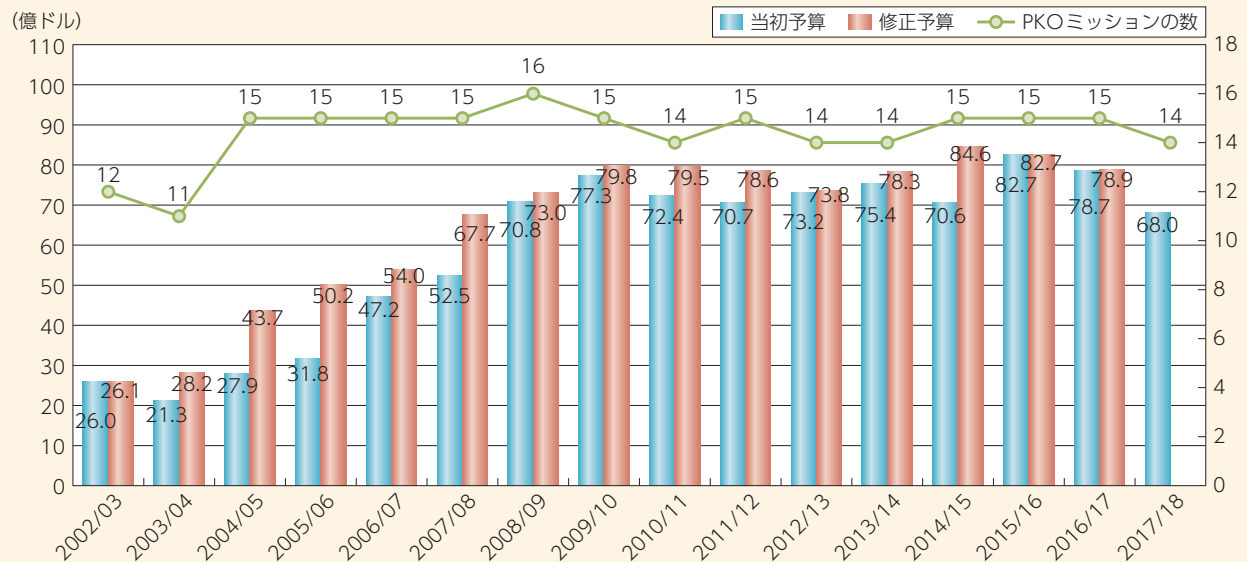
▶ 国連2か年通常予算の推移



(注) 最終予算とは、2か年予算途中で発生した追加需要やインフレ調整等による追加予算を加えたもの

出典：国連文書

▶ PKO予算及びPKO予算で賄われるミッション数の推移（2003～2018年）



※UNSOs (United Nations Support Office in Somalia) を含む。

出典：国連文書

▶ 主要国の国連通常予算分担率

順位*	国名	2013～2015年	2016～2018年	増減ポイント
1	米国	22.000%	22.000%	±0
2	日本	10.833%	9.680%	-1.153
3	中国	5.148%	7.921%	+2.773
4	ドイツ	7.141%	6.389%	-0.752
5	フランス	5.593%	4.859%	-0.734
6	英国	5.179%	4.463%	-0.716
7	ブラジル	2.934%	3.823%	+0.889
8	イタリア	4.448%	3.748%	-0.700
9	ロシア	2.438%	3.088%	+0.650
10	カナダ	2.984%	2.921%	-0.063

※2016～2018年の順位

出典：国連文書

▶ 主要国のPKO予算分担率

順位*	国名	2015年	2016年	2017年	2018年
1	米国	28.3626%	28.5738%	28.4691%	28.4344%
2	中国	6.6368%	10.2879%	10.2502%	10.2377%
3	日本	10.8330%	9.6800%		
4	ドイツ	7.1410%	6.3890%		
5	フランス	7.2105%	6.3109%	6.2878%	6.2801%
6	英国	6.6768%	5.7966%	5.7753%	5.7683%
7	ロシア	3.1431%	4.0107%	3.9960%	3.9912%
8	イタリア	4.4480%	3.7480%		
9	カナダ	2.9840%	2.9210%		
10	スペイン	2.9730%	2.4430%		

※ 2016～2018年の順位

出典：国連文書

されている。このうち、分担金については、日本は2017年通常予算分担金として約2億4,000万米ドルを負担しており、米国に次いで2番目である。2017年PKO分担金としては約6億6,000万米ドルを負担しており、米国、中国に次いで3番目である。日本は、主要財政貢献国の立場から、国連が予算をより一層効率的かつ効果的に活用するよう働きかけを行ってきている。

また、1月に国連事務総長に就任したグテーレス事務総長は、平和への取組及び開発と共に、国連のマネジメント改革を優先課題として位置付け、事務局機能の一層の効率化・効果向上に取り組んでいる。日本は同改革の目的を支持しつつ、各国の厳しい財政事情を踏まえ、加盟国への追加的な財政負担を求めることなく、改革が進められるよう働きかけを行っている。同改革により、国連の財政・予算・人的資源管理の効率化が期待されるが、2017年12月末に採択されたマネジメント改革の方針等に関する決議に基づき、2018年5月に改革を実施するための機構・予算案が提出される予定であり、改革の具体的内容が決定し実施されるまでには時間を要すると見込まれている。日本は、引き続き加盟国間の意見の相違を調整しつつ、国連における具体的なマネジメント改革が進むよう、各加盟国や国連側との協議に積極的に取り組んでいる。

6 国際社会における法の支配

(1) 日本の外交における法の支配の強化

日本は、法の支配の強化を外交政策の柱の一つとしており、力による一方的な現状変更の試みに反対し、領土の保全、海洋権益や経済的利益の確保、国民の保護などに取り組んでいる。例えば、日本は、国連総会を始めとする国際会議や関係国との会談等様々な機会に法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化を確認し、その促進に取り組んでいる。5月に開催されたG7タオルミーナ・サミット（イタリア）では、国連海洋法条約（UNCLOS）に反映されたものを含む国際法の諸原則に基づくルールを基礎とした海洋秩序の維持、仲裁を含む紛争の平和的解決へのコミットメントを再確認した。また、国際社会における法の支配の促進の観点から、日本は、国際法に基づく国家間の紛争の平和的解決、新たな国際法秩序の形成・発展、各国国内における法整備及び人材育成に貢献してきている。

ア 紛争の平和的解決

日本は、国際法の誠実な遵守に努めつつ、国際司法機関を通じた紛争の平和的解決を促進するべく、国連の主要な司法機関である国際司法裁判所（ICJ）の強制管轄権を受諾³⁴し、国際

³⁴ ICJ規程第36条2に基づき、同一の義務を受諾する他の国に対する関係において、ICJの管轄権を当然にかつ特別の合意なしに義務的に受け入れることを宣言すること。現在日本を含めて73か国が宣言しているにとどまる。

裁判所に対して人材面・財政面を含め、国際社会における法の支配の確立に向けた建設的な協力を行っている。人材面では、ICJの^{ひさし}小和田恒 裁判官（2009年3月から2012年2月まで同裁判所所長）、国際海洋法裁判所（ITLOS、3-1-6（2）参照）の柳井俊二裁判官（2011年10月から2014年9月まで同裁判所所長）、国際刑事裁判所（ICC、3-1-6（5）参照）の尾崎久仁子裁判官（2015年3月から2018年3月まで同裁判所第2副所長）などを輩出している。ICCについては、2017年12月に行われたICC裁判官選挙において、日本から立候補していた赤根智子国際司法協力担当大使兼最高検察庁検事が新裁判官に当選した。また、日本はITLOSやICCへの最大の財政貢献国でもある。これらの協力を通じて、日本は国際裁判所の実効性と普遍性の向上に努めている。また、外務省として国際裁判に臨む体制を一層強化すると、この観点から、2015年4月に外務省国際法局に設置した国際裁判対策室を中心に、国際裁判手続に関する知見の増進や、国内外の法律家との関係強化を図ってきている。

1 国際的なルール形成

国際社会が直面する課題に対応する国際ルールの形成は、法の支配強化のための重要な取組の一つである。日本は、こうした国際ルールの形成に際し、個別の分野における交渉に積極的に参画する一方、国連等における分野横断的な取組に自らの理念や主張を反映し、国際法の発展を実現するために、ルール形成の構想段階からイニシアティブを発揮している。具体的には、国連国際法委員会（ILC）や国連総会第6委員会での国際公法分野の法典化作業、またハーグ国際私法会議（HCCH）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）、私法統一国際協会（UNIDROIT）などでの国際私法分野の条約やモデル法の作成作業など、各種の国際的枠組みでのルール形成プロセスに積極的に関与してきている。ILCでは、村瀬信也委員（上智大学名誉教授）が「大気保護」の議題の特別報告者を務め、条文草案等の審議を通じて国際法

の発展に貢献している。また、HCCH、UNCITRAL及びUNIDROITでは、各種会合に政府代表を派遣し、積極的に議論をリードしている。さらに、UNIDROITにおいては神田秀樹学習院大学教授が理事を務めている。加えて、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）といった地域的な国際法フォーラムにも人材面・財政面で協力している。

2 国内法整備その他

日本は、国際法遵守のために自らの国内法を適切に整備するだけでなく、法の支配を更に発展させるために、特にアジア諸国の法制度整備支援や法の支配に関する国際協力にも積極的に取り組んでいる。例えば、日本は、日本を含むアジア諸国の学生に対し、紛争の平和的解決の重要性等の啓発を行うとともに、次世代の国際法人材の育成と交流を強化するとの観点から、外務省と国際法学会の共催（協力：日本財団）で国際法模擬裁判「アジア・カップ」を開催している。19回目となった2017年には、海洋法に関する架空の国家間紛争を題材に、アジア11か国（日本、インド、インドネシア、シンガポール、タイ、中国、ネパール、フィリピン、ベトナム、マレーシア及びパキスタン）の大学生が英語による書面陳述・弁論能力等を競った。

また、アジア諸国における法制度整備支援や、全地域を対象とした刑事司法分野の人材育成等、法の支配に関する日本の国際協力に関し



国際法模擬裁判「2017年アジア・カップ」(8月、東京・外務省 写真提供：国際法模擬裁判「2017年アジア・カップ」実行委員会)

て、前年に引き続き、AALCO年次総会の際に行われたサイドイベントで積極的な発信を行った。

(2) 海洋分野における取組

近年、アジアの海において国家間で摩擦や緊張が高まる事例が増え、国際社会も重大な関心を持っている。これを受け、安倍総理大臣は、2014年5月のシャングリラ・ダイアログで「海における法の支配の三原則」を提唱し、①国家は法に基づいて主張をなすべきこと、②主張を通すために、力や威圧を用いないこと及び③紛争解決には平和的収拾を徹底すべきことを呼びかけた。日本は、この三原則に基づき、開かれ安定した海洋の維持・発展に取り組んでいる。具体的には、2017年5月に開催されたG7タオルミーナ・サミット（イタリア）において、安倍総理大臣が海洋安全保障の議論を主導し、ルールを基礎とした海洋分野における秩序の重要性についてG7として一致するとともに、仲裁を含む海洋に関する紛争の平和的解決へのコミットメントを再確認した。さらに、11月の東アジア首脳会議（EAS）では、安倍総理大臣が、「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下、インド太平洋の法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化するための取組を進めていく考えを表明し、こうした取組を推進していくことの重要性を参加国と共有した。

海における法の支配では、国連海洋法条約（UNCLOS）が重要な役割を果たしている。UNCLOSは、海洋に関する紛争の平和的解決と、海洋分野での法秩序の維持と発展のため、国際海洋法裁判所（ITLOS）を設置しているが、海での法の支配を推進する日本は、ITLOSが果たす役割を重視し、日本人裁判官を2人続けて輩出するなど人的協力を行っているほか、ITLOSの設立以来一貫して最大の分担金拠出国である。

同じくUNCLOSに基づき設立された大陸棚限界委員会（CLCS）及び国際海底機構（ISA）も、それぞれ大陸棚延長制度の運用及び深海底鉱物資源の管理に重要な役割を果たしており、



海洋法に関する国際シンポジウム（2月2～3日、東京・三田共用会議所）

日本は、これらの機関に対しても人材面・財政面での協力を継続している（3-1-3（4）ア参照）。

また、海での法の支配について共通の理解を醸成することを目指し、2月及び12月に「海洋法に関する国際シンポジウム」を開催した。これらのシンポジウムでは、国内外から著名な国際法学者、弁護士、ITLOS裁判官、CLCS委員等を招へいし、海洋法に関する諸問題について、活発な意見交換が行われた。

(3) 政治・安全保障分野における取組

日本を取り巻く厳しい安全保障環境を背景として2015年に成立した平和安全法制により、日本として国際の平和及び安全に対する一層積極的な貢献を行えるよう、自衛隊から外国の軍隊に対する物品・役務の提供の可能性が拡大された。これを受け、自衛隊と外国の軍隊との間の物品・役務の相互提供に係る決済手続等につき定める物品役務相互提供協定が整備され、米国との新たな協定が2017年4月に、英国との協定が同年8月に、オーストラリアとの新たな協定が同年9月に、それぞれ発効した。また、安全保障分野における国際協力を推進する上での基盤を整備するため、移転される防衛装備品や技術の取扱いに関し定める防衛装備品及び技術移転協定や、関係国との間の安全保障に係る秘密情報の共有の基盤となる情報の保護措置の更なる整備に、引き続き取り組んでいる。さらに、重要課題である日露間の平和条約の締結などに向けた交渉に引き続き取り組んでいる。

原子力分野においては、インドとの間の原子力協定が7月に発効した。

(4) 経済・社会分野における取組

貿易・投資の自由化や人的交流の促進、日本国民・企業の海外における活動の基盤整備などの観点から、諸外国との間で経済面での協力関係を法的に規律する国際約束の締結・実施がますます重要となっている。2017年には、各国・地域との間で租税条約、投資協定、社会保障協定などの署名・締結を行った。また、アジア太平洋地域、欧州などを対象とする経済連携協定（EPA）交渉に取り組み、日中韓自由貿易協定（FTA）、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）などの広域経済連携の交渉を積極的に進めた。環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、11月に11か国によるTPPについての大筋合意が確認された。また、12月には日EU・EPAの交渉妥結に至った。

さらに、日本国民・企業の生活・活動を守り、促進するため、世界貿易機関（WTO）の紛争処理制度の活用を図るとともに、既存の国際約束の適切な実施に取り組んでいる。

国民生活と大きく関わる人権、漁業、海事、航空、労働、社会保障等の社会分野でも、国際約束に日本の立場が反映されるよう交渉に積極的に参画している。また、環境分野では、5月に名古屋議定書を締結し、12月に名古屋・クアラルンプール補足議定書を締結した。

(5) 刑事分野における取組

ICCは、国際社会の関心事である最も重大な犯罪を行った個人を国際法に基づいて訴追・処罰する世界初の常設国際刑事法廷である。日本は、2007年10月の加盟以来、ICCの活動を一貫して支持し、様々な協力を行っている。財政面では、日本はICCへの最大の分担金拠出国であり、2017年現在、分担金全体の約16.5%を負担している。加えて、人材面にお

いても、ICC加盟以来継続して裁判官を輩出しており、12月に行われたICC裁判官選挙では、日本から立候補していた赤根国際司法協力担当大使兼最高検察庁検事が当選した。また、予算財務委員会において現職の^{こさきひとし}小崎仁史委員が再選されたほか、被害者信託基金において野口^{もとお}元郎理事長が、裁判官指名諮問委員会において福田博委員が引き続きそれぞれの職務を務めるなど、ICCの活動に積極的に協力している。また、ICCが国際刑事司法機関としての活動を本格化させていることに伴い、ICCに対する協力の確保や補完性の原則の確立、裁判手続の効率性と実効性の確保が急務となっている。日本は締約国会議の場を通じて、非協力問題に関するフォーカル・ポイントやガバナンス問題スタディ・グループの共同議長を引き続き務めるなど、これらの課題に積極的に取り組んでいる。

こうしたICCに関する取組に加え、日本は、近年の国境を越えた犯罪の増加を受け、他国との間で必要な証拠の提供などを一層確実に行えるようにしている。また、刑事司法分野における国際協力を推進する法的枠組みの整備にも積極的に取り組んでおり、刑事共助条約（協定）³⁵、犯罪人引渡条約³⁶及び受刑者移送条約³⁷の締結を進めている。

7 人権

(1) 国連における取組

ア 国連人権理事会

国連人権理事会は、国連での人権の主流化の流れの中で、国連の人権問題への対処能力の強化を目的に、人権委員会を改組する形で2006年に設立された。1年を通じてジュネーブで会合が開催され（年3回の定期会合、合計10週間以上）、人権や基本的自由の保護・促進に向けて、審議・勧告などを行っている。日本は、これまで、2006年6月から2011年6月（1期

³⁵ 刑事事件の捜査と手続の面で他国と行う協力の効率化や迅速化を可能とする法的枠組み

³⁶ 犯罪人の引渡しに関して包括的かつ詳細な規定を有し、犯罪の抑圧のための協力を一層実効あるものとする法的枠組み

³⁷ 相手国で服役している受刑者に本国において服役する機会を与え、社会復帰の促進に寄与する法的枠組み

特 集

第36回国連人権理事会「カンボジア人権状況決議」の採択

2017年9月29日（現地時間）、スイスのジュネーブで開催された第36回国連人権理事会で、日本が主提案国として提出した「カンボジア人権状況決議」が、コンセンサス（無投票）で採択されました。

日本は、1999年から、国連人権理事会にこの決議を提出していますが、この決議は、カンボジア政府による人権状況改善に向けた更なる取組を支援していくことを目的としており、これまで全てコンセンサス採択されてきています。

今回の決議は、2018年3月の国連人権理事会で、カンボジアにおける最近の人権状況に対する国際社会の懸念を反映しつつ、同国における人権状況を書面で報告することを、国連事務総長に対し求めるものです。また、この決議では、自国の人権状況改善に向けたカンボジア政府の前向きな努力への支援継続と、カンボジアの人権状況に関する特別報告者の任期延長を決定しました。

日本は、この決議の提出に当たり、2017年8月にカンボジアの首都プノンペンにおいて、カンボジア政府との人権対話を実施し、ASEAN、欧米諸国及び市民社会とも精力的に意見交換を行い、様々な意見を踏まえたバランスの取れた決議とすべく、取り組んできました。

日本は、カンボジア国内の人権状況を注視しており、この決議の採択により、同国の人権状況の改善につながることを期待しています。



第36回国連人権理事会（9月29日、スイス・ジュネーブ）

コラム

人権分野において、国際社会で活躍する日本人

強制失踪委員会委員として

東京大学教授 寺谷広司

2017年7月1日から4年間の任期で、強制失踪委員会（CED）の10人の委員のうちの一人となりました。この委員会は強制失踪条約（2006年採択、2010年発効）の任務を遂行するための機関で、同種の国連人権条約機関の中で現在最も若いものです。

年2回の会期のうち私が経験したのはまだ一度だけですが、非常に濃い作業でした。研究者出身の委員としては、研究者と実務家の振る舞いや発想の仕方の違いに少々戸惑い、自分が基本的に研究者側の人間だと改めて感じましたが、同時に、学術的な蓄積が具体的な実務的場面で生かせることにある種の興奮も覚えました。

人権の規範的強さやそれへの期待とは裏腹に、人権問題は学術的に



も実務的にも複雑な利益考量や微妙な取り扱いを要し、^{うかつ}迂闊に結論を出せないことが多いです。しかし、こと強制失踪についてはこれが最も重大な犯罪の一つであることは明瞭であり、私自身は「強制失踪者を一人でも少なくする」という単純明快な目的を常に念頭に置いて諸問題に接しています。様々な論点がありますが、例えば締約国数の増加というCEDの喫緊の課題に特に関心を持っています。

日本は強制失踪問題の解決を主導する国の一つですが、これは周知のように北朝鮮による拉致問題の解決が日本外交の最重要課題の一つであることの反映です。残念ながら北朝鮮は条約締約国ではないので、この委員会が直接に問題に対処することはありません。しかし、一般に、自国の利益だけを声高に叫ぶだけでは物事は解決しませんし、好ましくありません。個別国家利益は普遍的利益の中に、普遍的利益は個別国家利益の中にあり、個と全体の調和は常に心にとどめ置くべきことだと考えています。そして、私自身もこうした大きい全体の一部であることに強い喜びを感じております。

人種差別撤廃委員会委員に選出されて

南山大学教授 ^{こうけいこ} 洪恵子



国連はその目的の一つに「…人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」（国連憲章第1条第3項）を挙げ、人権を保護するための多くの条約の締結を支援してきました。中でも最も早く1965年に採択されたのが国連人種差別撤廃条約です。私はこの条約に基づく報告や申立てを審査・検討する人種差別撤廃委員会（CERD）委員の選挙（2017年6月）に日本からの初めての候補者として立候補し、132か国の支持を得て当选することができました。人種差別撤廃条約の締約国は179か国で、4か月に及んだ選挙活動を通じて、約160か国の代表の方々とお会いすることができました。若いころ国連に憧れていた私にとっては、世界中の人たちと出会うこ

とができた選挙活動はかけがえのない経験で、あらためて人権の保障は普遍的な価値であることを確信しました。

CERDの任務は主として締約国報告書の審査です。締約国で人種差別が行われていないかを条約に照らして審査し、勧告を行います。委員として心がけたいことは理解と対話です。差別というのは人の「心」に深く根差すもので、どんな人であっても差別と無縁ではありません。また、いったん解消したかに見えても再び生じてしまう問題であることは、最近の国際情勢を見てもわかります。ですから、差別をなくしていくには継続的な努力、忍耐が必要で、CERDは常設的な機関としてこの継続的な努力を担っているのです。締約国に対してはしばしば厳しい勧告を行うことがあります。おおよそ批判というのは単に声高に叫んでも、その声が相手に届かなければ意味がなく、つまり声が届いてこそ、国家の行動に変化が生まれると思います。長い歴史を持つ委員会の一員として、締約国に聞いてもらえる意見を示すこと、これが私の目標です。



人権理事会議場（写真提供：UN Photo/Jean-Marc Ferré）

目・2期目）まで及び2013年1月から2015年12月（3期目）まで理事国を務めた。直近では、2016年10月の選挙で当選し、2017年1月から2019年12月まで理事国を務めている（4期目）。

2017年2月及び3月に開催された第34会期ハイレベルセグメントでは、滝沢外務大臣政務官がステートメントを行った。その中で、滝沢外務大臣政務官は、日本は再び国連人権理事会のメンバーとなり、引き続き、自由、民主主義、基本的人権、法の支配等の基本的価値を重視する外交を進めつつ世界の人権・人道状況の改善に向けて取り組むと述べた。

同会期では、日本とEUが共同で提出した北朝鮮人権状況決議が無投票で採択された（採択は10年連続）。同決議は、北朝鮮の組織的広範かつ深刻な人権侵害を最も強い表現で非難し、北朝鮮に対し、拉致問題を含む全ての人権侵害を終わらせるための措置を早急に採ることを要求するとともに、国連安保理で北朝鮮の人権状況等が議論されたことを歓迎し、国連安保理の継続的かつ積極的な関与を期待するとしている。さらに、北朝鮮における人権侵害に係る説明責任の問題に重点的に取り組む専門家グループの勧告を実施するため、ソウルにある現地事務所を含む国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の能力を強化することとしている。

6月の第35会期では、日本がブラジル、エチオピア、フィジー及びモロッコと共同で提出

したハンセン病差別撤廃決議が全会一致で採択された。同決議の共同提案国は50か国に達した。この決議は、全世界でハンセン病に関連する差別問題に苦しむ人々の人権を守るため、人権理事会としてハンセン病差別撤廃に関する特別報告者を3年間の任期で任命することを決定し、また、国連人権高等弁務官及び同特別報告者に対してハンセン病差別に関するセミナーを実施するよう奨励している。

9月の第36会期では、日本はカンボジア人権状況決議案を主提案国として提出し、全会一致で採択された。同決議は、自国の人権状況改善に向けたカンボジア政府の前向きな努力への支援を継続することを目的としており、カンボジアの最近の人権状況に対する国際社会の懸念を反映しつつ、2018年3月の国連人権理事会で、同国における人権状況を国連事務総長に対し、書面で報告することを求める内容となっている。また、同決議によってカンボジアの人権状況に関する特別報告者のマンデートは2年間延長された（コラム「第36回国連人権理事会『カンボジア人権状況決議』の採択」176ページ参照）。

日本は、引き続き、国際社会における人権問題の解決のため、人権理事会における議論に積極的に参加していく。

人権理事会では、国連全加盟国の人権状況を定期的に審査する普遍的・定期的レビュー（UPR）が実施されており、日本は2017年に第3回目となる対日審査を受けた。8月、日本は審査に先立って、日本の人権状況に関する報告書を国連に提出した。11月には、人権理事会作業部会において第3回審査が実施され、日本は、前回審査（2012年）以降の進展として、国内の人権状況や、慰安婦問題に関する2015年12月の日韓合意を含む国内外での取組について説明を行うとともに、各国発言について日本の立場や政策を説明した³⁸。

³⁸ 詳細は http://www.mofa.go.jp/mofaj/tp/hr_ha/page22_002899.html 参照

1 国連総会第3委員会

国連総会第3委員会は、人権理事会と並ぶ国連の主要な人権フォーラムである。同委員会では、例年10月から11月にかけて、社会開発、女性、児童、人種差別、難民、犯罪防止、刑事司法など幅広いテーマが議論されるほか、北朝鮮、シリア、イランなどの国別人権状況に関する議論が行われている。第3委員会で採択された決議は、総会本会議での採択を経て、国際社会の規範形成に寄与している。

日本は、2005年から毎年、EUと共同で北朝鮮人権状況決議案を国連総会に提出している。2017年も第72会期に同決議案を提出し、11月の第3委員会と12月の総会本会議において、無投票で採択された。同決議は、「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（COI）」の最終報告書の内容を反映した2016年の国連総会決議を基に、北朝鮮に対し、北朝鮮の組織的かつ広範で深刻な人権侵害を非難し、その終結を強く要求するとともに、北朝鮮による、北朝鮮内外での外国人に対する拷問、法的手続を経ない死刑、恣意的な拘留、拉致及びその他の人権侵害の報告に深刻な懸念を強調している。また、北朝鮮が、人々の福祉に代えて、核兵器及び弾道ミサイルを追求していることを非難し、北朝鮮にいる人々の福祉及び固有の尊厳を尊重し、確保することの必要性を強調するとともに、2016年同様、国連安保理が、北朝鮮の事態の国際刑事裁判所（ICC）への付託の検討や人権侵害に対する制裁の更なる検討等を通じて、適切な行動をとることを促している。

さらに日本は、シリア、イラン、ミャンマーなどの国別人権状況や各種人権問題（社会開発、児童の権利など）についての議論にも積極的に参加した。これまでと同様、女性NGO代表を第72回国連総会第3委員会の政府代表顧問として派遣するなど、市民社会とも連携しつつ、人権保護・促進に向けた国際社会の議論に積極的に参加した。

(2) 国際人権法・国際人道法に関する取組

ア 国際人権法

2017年6月、国連本部で開催された第4回強制失踪条約締約国会合で、強制失踪委員会委員選挙が行われ、日本が擁立した候補者の寺谷^{てらや}広司氏（東京大学大学院教授）が初めて当選を果たした。同じく6月、国連本部で開催された第27回人種差別撤廃条約締約国会合において、人種差別撤廃委員会委員選挙が行われ、日本が擁立した候補者の^{こうけいこ}洪恵子氏（南山大学教授）が初めて当選を果たした。

また、日本は、日本が締結している人権諸条約について、各条約の規定に従い、国内における条約の実施状況に関する定期的な政府報告審査に真摯に対応してきている。6月には、児童の権利に関する条約第4回及び第5回政府報告を児童の権利委員会に提出し、7月には、人種差別撤廃条約に関する第10回及び第11回政府報告を人種差別撤廃委員会に提出した。

イ 国際人道法

ジュネーブでの国際人道法に関する政府間プロセスで、日本は国際人道法の履行強化や自由を剥奪された者を保護する国際人道法の強化に関する議論に積極的に参加した。また、国際人道法の啓発の一環として、2016年に続き、赤十字国際委員会主催の国際人道法模擬裁判大会に講師を派遣した。

(3) 二国間の対話を通じた取組

国連など多国間の枠組みにおける取組に加え、日本は、人権の保護・促進のため二国間対話の実施を重視している。2017年2月には第4回日・ミャンマー人権対話（ネーピードー）及び第12回日・イラン人権対話（東京）を、8月には第8回日・カンボジア人権対話（プノンペン）を開催した。それぞれ人権分野における両者の取組について情報を交換するとともに、国連などの多国間の場での協力について意見交換を行った。

(4) 難民問題への貢献

日本は、国際貢献や人道支援の観点から、2010年度から2014年度まで第三国定住（難民が、庇護を求めた国から新たに受入れに同意した第三国に移り、定住すること）により、タイに一時滞在しているミャンマー難民を受け入れた。

2015年度以降は、マレーシアに一時滞在しているミャンマー難民を受け入れるとともに、タイからは相互扶助を前提に既に来日した第三国定住難民の家族を呼び寄せられるものとし、2010年度から2017年度までに合計39家族152人が来日している。

第三国定住による難民受入れは、欧米諸国が中心となってきたが、日本がアジアで初めての受入国であることから、難民問題への日本の積極的な取組として、国際社会からも高い評価と期待を集めている。日本における難民認定申請者が近年増加傾向にある中、日本は真に支援を必要としている人々へのきめ細かな支援に引き続き取り組んでいるほか、来日後の定住先に関しても、これまでは主に首都圏の自治体を中心に運用してきたが、難民問題への全国的な理解促進等の観点から、首都圏以外の自治体での定住を積極的に進めている。



定住支援プログラムを受講する第三国定住難民（写真提供：難民事業本部）

8 女性

(1) G7タオルミーナ・サミット

G7タオルミーナ・サミット（イタリア）では、首脳宣言でジェンダー間の平等をあらゆる政策で主流化することに引き続きコミットし、また、女性及び女児の経済的エンパワメントを促進するため、「ジェンダーに配慮した経済環境のためのG7ロードマップ」を採択した。

(2) G20ハンブルク・サミット

G20ハンブルク・サミット（ドイツ）では、女性のエンパワメントについて、デジタル化や理系分野、訓練・職業への女性のアクセス、女性起業家への支援拡大などについて議論が行われた。これを受けて世銀と参加13か国により女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi）の立ち上げが発表された。We-Fiは開発途上国の女性起業家や、女性が所有・運営する中小企業等が直面する様々な障壁の克服を支援することで、開発途上国の女性の迅速な経済的自立及び経済・社会への参画を促進し、地域の安定・復興、平和構築を実現することを目的としており、日本が主に二国間で実施してきた女性起業家支援を補完・拡充するものである。また、「女性の輝く社会」の内外での実現を目指す日本の政策とも一致するものであることから、日本は同基金に5,000万米ドルの拠出を行う意図を表明した。

(3) 国際女性会議WAW! (WAW! 2017)

2017年11月1日から3日にかけて、4回目となる国際女性会議WAW! (WAW! 2017)を開催し、日本を含む21か国及び8国際機関から女性分野で活躍する66人のトップ・リーダーが集まり、延べ約2,400人が参加した。2017年のテーマは「WAW! in Changing World」で、女性支援の具体的な取組・実績に焦点を当てつつ、変化する世界で女性が活躍していくための方策等について議論を行った。企業や国際機関等がジェンダー分野で実施している取組、理系分野での女性の活躍、無償労働



国際女性会議WAW! (WAW! 2017) でスピーチする河野外務大臣 (11月2日、東京)



国際女性会議WAW! (WAW! 2017) での議論の様子 (11月2日、東京)

の分担、平和・安全保障における女性の参画、メディアでの女性、自然災害下のジェンダー平等などのトピックについて議論した。また、若者たちが中心となり、女性活躍の未来について議論した。最終日にはWAW!の3日間の議論の成果として、参加者から出された行動志向の提言を「WAW!2017東京宣言」として取りまとめ、発表した。

(4) 国際協力における開発途上国の女性支援

安倍総理大臣は、2013年の国連総会一般討論演説で、女性の地位向上を主眼として、①女性の活躍・社会進出推進と女性の能力強化、②国際保健外交戦略の推進の一環としての女性の保健医療分野の取組強化及び③平和と安全保障分野における女性の参画と保護の3分野に、2015年までの3年間で30億米ドルを超す政府開発援助（ODA）の実施を表明し、着実に実施した。2016年5月には、開発協力大綱に基づく新たな分野別開発政策の一つとして「女性の活躍推進のための開発戦略」を発表するとともに、2016年から2018年までの3年間で、約5,000人の女性行政官等の人材育成と約5万人の女子の学習環境改善の実施を表明した。ま

た、同年12月に開催された第3回国際女性会議WAW!で、安倍総理大臣は、開発途上国の女性たちの活躍を推進するため、①女性の権利の尊重、②能力発揮のための基盤の整備及び③政治、経済、公共分野におけるリーダーシップ向上を重点分野として、2018年までに総額約30億米ドル以上の支援を行うことを表明し、着実に実施している。

(5) 国連における取組

ア 国連女性の地位委員会

3月に第61回国連女性の地位委員会が開催され、日本からは、滝沢外務大臣政務官を首席代表に、橋本ヒロ子日本政府代表、各府省庁、国際協力機構（JICA）及びNGOから成る代表団が出席した。会議では、滝沢外務大臣政務官が閣僚級ラウンドテーブルで議長を務めるとともに、女性の経済的エンパワーメントを促進するためどのような政策が採れるかについて議論をリードした。また、技術の進歩やイノベーションと女性の経済参画について日本の取組について発信し、各国代表と意見交換を行った。

イ UN Women

2016年のジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）に対する拠出金は、約3,000万米ドルで、シリア難民女性のエンパワーメントや、アフリカにおける暴力過激主義対策などに使用されている。また、2017年9月、第72回国連総会出席のためにニューヨーク（米国）を訪問した安倍総理大臣は、UN Womenが主催する「HeForShe IMPACT 10×10×10男女平等報告書発表式」に参加し、国内の女性活躍推進に係る取組と成果を発信するとともに、国際女性会議WAW! (WAW! 2017) を紹介し、「女性が輝く社会」を世界中で実現するため、WAW!でつながり、共に取り組んでいくことを参加者に呼びかけた。UN Womenでは、ジェンダー平等のために男性・男児の関与を呼びかけるための「HeForShe キャンペーン」を実施しており、同キャンペーンを加速させるチャンピオンとして、安倍総理

コラム

WAW! in Changing World

～特別イベント「女性のエンパワメント」から、女性起業家支援に焦点を当てて～

2017年11月1日から3日まで日本政府主催の「国際女性会議 WAW!」(WAW! 2017) が開催されました。今回で4回目となる WAW! 2017には、21か国・8国際機関から66人がスピーカーとして登壇し、延べ約2,400人が参加しました。



WAW! 2017は「WAW! in Changing World」をテーマとして、女性支援の具体的な取組・実績に焦点を当てつつ、変化する世界で女性が活躍していくための方策等について議論を行いました。また、3日間の議論の成果として、参加者から出された行動志向の提言を「WAW!2017東京宣言」として取りまとめ、発表しました。

ここでは、WAW! 2017の3日目に行われた特別イベント「女性のエンパワメント」の様子をお届けします。

まず、安倍総理大臣が開会挨拶を行い、政府の女性活躍推進へのコミットメントやその成果を強調した上で、本年のG20ハンブルグ・サミットで世界銀行と参加国による立ち上げが発表された「女性起業家資金イニシアティブ」(We-Fi: ウィーファイ) を日本として強く支持し、5,000万ドルの支援の意思を再度表明するとともに、女性起業家が世界の経済発展に与える好影響について述べました。続いて特別講演を行ったイバンカ・トランプ米国大統領補佐官は、女性の経済参画が社会にとっ



安倍総理大臣とイバンカ・トランプ米国大統領補佐官
(11月3日、東京 写真提供：内閣広報室)

て有意義であること、同時に専業主婦も同様に重要な仕事を担っていることを指摘し、「全ての女性はワーキング・ウーマンである」と述べました。そして、家族を大事にしながら女性が活躍することができる社会を実現したいとの発言がありました。さらに、技術革新の時代にあって、特に女性に対する理系教育の重要性に触れるとともに、女性がその能力の発揮が妨げられている社会に対して支援を行っていくべきであり、この観点から開発途上国における女性起業家支援の重要性に言及しました。



河野外務大臣

河野外務大臣は、日本人の女性起業家の成功例を挙げながら、起業家が直面する資金調達や専門的な知識を獲得することの難しさに触れ、これらの障壁を克服するための支援を目的とするWe-Fiの重要性を強調しました。

続いて、ゲオルギエヴァ世界銀行CEOは、開発途上国における女性の資金アクセスに関する現状と課題を挙げました。例えば、既婚女性が不動産を相続できない国が世界に35か国あり、女性が夫の許可・同伴なしに外出できない国が17か国あります。また、起業時に融資を受けられない人が世界に約20億人お

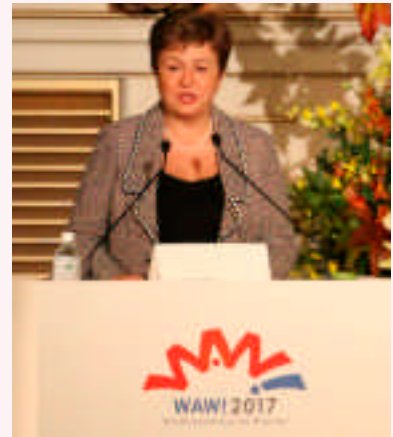
り、銀行の口座さえ持っていない人々もいます。そのような人々の60%以上が女性です。ゲオルギエヴァCEOは上記のような現状を示した上で、We-Fiを通じた女性への支援は経済発展につながることを強調するとともに、今後も女性起業家支援の取組を促進していくと述べました。

続いて行われたパネル・ディスカッション「女性起業家支援」では、キャシー松井・ゴールドマン・サックス証券株式会社副会長（米国）がモデレーターを務め、スシ・インドネシア海洋水産相、佐々木かをり・株式会社イーウーマン代表取締役社長、イ・ミヨン・フェアトレードコリアCEO（韓国）、ヴェリンガ＝ジースケスThe Job Factory創設者（コンゴ民主共和国）、ストイコヴィッチ国際金融公社（IFC）副総裁、矢島里佳・株式会社和える代表取締役社長の7人が登壇しました。まず、松井氏から、女性への投資が経済成長につながることを紹介され、次に登壇者間で、起業の際に実際に直面した、課題や困難を乗り越えた経験を共有するとともに、女性起業家のための国や国際機関による支援の在り方について討論を行いました。

スシ海洋水産相は、中小企業支援の資金を活用して自らの事業を拡大した実体験に触れながら、スタートアップ時の政府による積極的な財政支援の重要性を挙げるとともに、教育やメンタリングを利用しながら、女性が自らに足かせをせず能力を発揮することも必要であると語りました。起業時の資金調達に関しては、イ氏も、自身が起業した際に資金、ビジネスプラン、人材、ネットワーク等が不足していた経験を踏まえ、様々な世代の女性起業家が意見を交換し、リソースを共有することのできる場の必要性を挙げました。コンゴ民主共和国で起業した際に、資金に加えて法整備も不足していたことを挙げたヴェリンガ＝ジースケス氏は、We-Fiを評価した上で、より効果的な起業家支援のためにも、融資機関の役員に女性起業家を含めることや、政府や支援組織による支援内容の周知徹底、女性起業家が問題を解決できるインキュベーションセンターの整備などを具体的に提案しました。

ストイコヴィッチ氏は、どの国でも共通している障害として資金アクセスに触れ、担保の問題を解決するために規制緩和を考慮に入れることや夫の許可がないと仕事ができないといった女性に対

する差別を撤廃することの重要性を指摘しました。これらの点に関しては、矢島氏も、起業の推進と成長のためにも、設立直後の起業家に対する法人税を引き下げることや夫婦別姓を認めて女性に改姓の負担がかからないようにすることを提言しました。女性社長であるために差別を受けたことがある佐々木氏は、話し方やプレゼンの仕方を変えることで差別を克服した経験を共有し、女性起業家が仕事をしやすい政策の整備や、女性起業家の製品の購入やサービスの利用を通じて皆で支援していく重要性を述べました。



ゲオルギエヴァ氏



WAW! 2017特別イベントにおけるパネル・ディスカッション「女性起業家支援」の様子（11月3日、東京）

大臣が10人の首脳の一人として選出されている。今後とも同機関との連携を一層深めていく予定である。

㉔ 性的暴力への対応

紛争の武器としての性的暴力は、看過できない問題であり、加害者不処罰の終焉^{しゅうえん}及び被害者を支援していくことが重要である。21世紀こそ女性の人権侵害のない世界にするため、日本はこの分野に積極的に取り組んでおり、国連アクションや紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所といった国際機関との連携、国際的な議論の場への参加を重視している。

日本は、2017年、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所に対し、100万米ドルの財政支援を行い、支援対象国の警察・司法能力強化等に貢献している。さらに、国際刑事裁判所の被害者信託基金にも引き続き拠出を行っており、累計約75万ユーロの拠出中約55万ユーロを紛争下における性的暴力対策にイ

ヤーマーク（使途指定）し、被害者保護対策にも取り組んでいる。

㉕ 国内の取組

より効果的に平和な社会を実現するためには、紛争予防、紛争解決、平和維持・構築のあらゆるフェーズで女性の参画を確保し、ジェンダーの視点を入れることが重要である。このため、日本は、国連安保理決議第1325号女性・平和・安全保障及び関連決議の履行に向けた「行動計画」を策定し、2016年から同計画を実施し、そのモニタリングと評価を行っている。2017年度末には第2回の年次報告書を公表する予定である。

㉖ 女子差別撤廃委員会

日本は、1987年から継続して女子差別撤廃委員会に委員を輩出しており、現在は林陽子弁護士が委員を務めている。